

香川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県立学校においては、平成17年度からスクールカウンセラー（以下「SC」という。）を配置し、その結果中途退学率、不登校率は減少傾向にある。しかし、生徒達は家庭環境等に関する課題を抱えており、その問題解決に向けて個別支援や家庭、関係機関との連携を行って対応する必要があり、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を配置している。

市町・学校組合立の小・中学校（以下「公立小・中学校」という。）においても、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題等を背景に抱えた不登校児童生徒が多いため、SSWを活用した専門的な指導・支援を行うことを主な目的としている。

（2）配置計画上の工夫

県立学校に対しては、各学校からのSSW派遣要請の多い学校を拠点校とし、そのほか定期的に派遣する学校、要請があれば派遣する学校の3つに分けて、これらの学校を15グループにし、そのグループ内で派遣日時の調整等を行っている。

公立小・中学校に対しては、市町・学校組合教育委員会（以下「市町」と言う。）がSSWを配置するための経費を補助するとともに、県教委が委嘱するSSWを市町や学校の要請に応じて派遣し、市町が雇用するSSWや教職員のスーパーバイズを行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 県立高校・中学校……11名を拠点校に配置し、全ての学校に派遣
(社会福祉学科等の大学教授2名、社会福祉士4名、精神保健福祉士7名、その他社会福祉に関する資格1名、教員免許状所有者2名) (重複あり)
- 公立小・中学校……社会福祉学科等の大学教授2名、社会福祉士1名を、県SSWとして委嘱し、市町及び各学校の要請に応じて派遣
- 県教育センター……社会福祉士1名、元児童相談所職員1名を配置し、各学校の要請に応じて派遣
- 市町が雇用するSSW…12市町25人
(社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、特別支援教育士、元教員等)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

毎年度、SSW活用事業の実施要項を見直しており、県立学校については第1回教育相談連絡協議会で周知し、また、公立小・中学校については、関係通知文を出すとともに、年度当初の市町教育長会や小中校長会等で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ① 県立学校のSSW、SC、県立学校の教頭、教育相談担当者、生徒指導担当者
- ② 公立小・中学校に派遣するSSWと、市町が雇用するSSW
- ③ 市町が雇用するSSWと、公立小・中学校に派遣するSC

（2）研修回数（頻度）

- ① 年2回 ② 年1回 ③ 年2回

（3）研修内容

- ① 第1回教育相談連絡協議会
 - ・ 講演「子どもの自殺予防について」
 - ・ 事業説明
- 第2回教育相談連絡協議会
 - ・ 講演「特別な支援を要する生徒に対する言語・コミュニケーション支援について」
 - ・ グループ協議「SC・SSWを含めた校内連携の取り方について」
- ② 小・中学校SSW連絡協議会
 - ・ 活動事例検討、情報交換
- ③ 小・中学校SSW・SC連絡協議会
 - ・ いじめの防止等についての研修、不登校の未然防止について協議

（4）特に効果のあった研修内容

- SSWとSCの連携の取り方について協議
- いじめ防止対策推進法に基づく対応の在り方について研修・協議を行い、SSWとしての役割を確認
- 「不登校の未然防止」について、SCと合同で協議

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- 県教委が委嘱するSSWをスーパーバイザーとして、要請に応じて市町や公立小・中学校に派遣

(6) 課題

- 平成26年3月にSSWの活用のためのガイドブックを作成し、学校に配布しているが、事例検討等の研修を行い、各学校においてより効果的な活用方法を検討する必要がある。
- 市町が雇用するSSWの配置促進を行っているが、都市部から離れた市町においては人材不足が課題となっている。県としては、各種団体と連携したSSWの育成・確保と、SSWの資質向上に向けた研修会等の開催が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】SSWとSCの連携事例(⑥)

入学当初より友人や職員とトラブルを繰り返した生徒について、SCが本人、保護者のカウンセリングをスタートさせた。2年になり、当該生徒は発達障害の診断を受け、さらに日々の言動が不安定になり、保護者もその心労からか、学校に対する対応改善を求めることが多くなってきた。そこで、SCの対応に加えてSSWが主に保護者対応のサポートに入るという役割で支援をはじめた。

また、SSWは、特別活動を通してのソーシャルスキルトレーニングの実施やトラブルを起こした時の生徒指導部の対応、早い段階から進路の指導を始めることが大切であるということで進路指導における個別の対応などについて、分掌の部長と話す機会を持ち、支援のための校内体制整備を行い、各校務分掌間の校内連携による当該生徒の支援を進めていった。

生徒が3年に進級する前に、生徒、保護者ともに熟慮した結果、興味を持つようになった他の専門分野の高校に転学を決めた。転学の際には、生徒、保護者共に学校のこれまでの対応に感謝の気持ちを示してくれ、その後も休みには先生方を訪ね、近況報告を行っている。

【事例2】問題行動を起こす生徒のための活用事例(⑤⑥)

小学生の時から、教師の指導に従わず、児童・教師への暴言、無断遅刻・早退等を繰り返してきた。中学校に入学後、落ち着いた学校生活を送っているが、本人の知能検査(田中ビネー)の結果が著しく低く、また保護者の考え方や家庭の教育環境に厳しい課題があるため、学校からSSWの派遣要請があり、県教育委員会はSSW(大学教授)を派遣した。SSWが参加したケース会議では、今後の支援体制づくり(校内指導体制、関係機関との連携等)について専門的な立場から指導・助言を行った。特に、本人の将来的な「自立」への足がかりとして、特別な教育的支援を得られるように働きかける方法や本人・保護者のニーズを優先し、良好な人間関係を築いていくこと等、今後の支援体制づくりの方向性について、校内で共通理解を図ることができた。その後も、SSWや外部機関と連携を図った支援を継続している。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成21年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒が減少している要因の一つに、SC、SSWの有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 中途退学者 | 1.0% | 0.7% | 0.7% | 0.6% | 0.7% |
| 不登校生徒 | 1.2% | 1.0% | 1.2% | 1.0% | 0.8% |

- SSWの活動が学校のニーズに応えるものとなっており、公立小・中学校では、家庭訪問等を通じたアセスメントが指導に役立ったという報告や、人間関係を構築するグループエンカウンター等の実施が、問題行動の未然防止の観点から効果があったなどの報告を受けている。

(2) 今後の課題

- 今後は、さらに校内におけるSCとSSWの特性の理解とそれぞれの特性を生かした教育相談体制の充実が図られるような取組みが必要である。
- 市町におけるSSWを活用した指導体制をさらに充実させるために、各種団体と連携したSSWの育成・確保と、スーパーバイザーの派遣や研修会の開催による若年のSSWの資質向上が必要である。

愛媛県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援、いじめ、暴力行為、非行等の未然防止、児童虐待への対応等

（2）配置計画上の工夫

地域や学校の実態に応じた活用をねらいとしているため、配置方法については市町教育委員会に一任している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

ア 配置人数 14市町に20名のスクールソーシャルワーカーを配置している。平成24年度からは3名のスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、要請に応じて派遣を行った。

イ 資格 資格及び人選については、教育や福祉の分野において活動経験のある者から市町教育委員会が人選した。（退職教員…15人、社会福祉士…3人、民生児童委員…1人、教育カウンセラー…1人）

（参考）スーパーバイザー：大学教授…1人、社会福祉士…1人、精神保健福祉士…1人

ウ 勤務形態 20名の配置の内訳は、単独校型2名、拠点校型11名、派遣型3名、巡回型4名であり、原則1日4時間、年間90日として実施した。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針に関する指針として、具体的に支援パターン、支援体制やSSWの役割等について解説したCDデータを全小中学校に配布し周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ア スクールソーシャルワーカー連絡協議会…県内スクールソーシャルワーカー20名及びスーパーバイザー3名

イ スーパーバイザー派遣による事例検討会…派遣依頼のあった市町のスクールソーシャルワーカー及び関係者

（2）研修回数（頻度）

ア スクールソーシャルワーカー連絡協議会…年1回

イ スーパーバイザー派遣による事例検討会…年3回

（3）研修内容

有識者等によりソーシャルワークに関する講義等を行ったり、各市町での事例を基に事例研究を実施したりした。

（4）特に効果のあった研修内容

各市町が抱える困難事例に基づく協議や有識者からの指導・助言により、各自が直面している事例に解決の糸口を見出須ことができた参加者が多くいた。また、同じスクールソーシャルワーカーとしての悩みや疑問を共有する機会となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置有り

○活用方法 県教育委員会に3名配置し、市町教育委員会の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーの備えるべきノウハウや連携の取り方等についてアドバイスをを行うため派遣した。ま

た、事例検討のアドバイザーとしても派遣した。

（6）課題

参加したスクールソーシャルワーカーのスキルのレベルや意識の差は大きく、また、スクールソーシャルワーカーが対応する事例は多様であるため、個々の事例研究による研修の充実はもとより、日頃からスクールソーシャルワーカー相互が連携して事案に対して問題解決を図る方法や体制の在り方についての研修を今後充実させる必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達障害のための活用事例（⑥）

発達障害（ADHD）の可能性があり、学習中に席立ちしたり教室から抜け出したりする行動を繰り返す児童について、スクールソーシャルワーカーが相談室で対応している。相談室への来室時は学習意欲の欠落している場合が多いため、教室に入ることを無理強いほしないよう配慮し、相談室において話やゲームをするなどして人間関係づくりに努めた。その結果、以前のような不適応行動も少なくなり、教員の指導も受け入れるようになってきた。しかし、保護者の理解と協力は十分ではなく、今後、発達特性に応じた支援を連携して行えるよう、児童への関わりと支援とともに、孤立感をもつ保護者への相談や支援の充実のためのケース会議の持ち方や関係機関との連携の在り方について検討し、継続した取組を進めている。

【事例2】不登校のための活用事例（③）

不登校である女子生徒について、教頭先生から「入学式以降一度も登校しておらず、学級担任をはじめ教職員は誰も面会できていない状態である。まず安否確認を早急に行いたい。」と相談があった。市の子育て支援課、児童相談所と連絡調整をしてケース会議を開催し、安否確認と支援について話し合った。児童相談所や主任児童委員の訪問により、本人と面会し安否を確認することができた。その後、保護者と面談し、本人の支援に学校と連携して取り組むことを話し合った。家庭訪問や電話連絡を通して、信頼関係づくりに継続して取り組んでいる。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成26年度は、20名のスクールソーシャルワーカーが、不登校、家庭関係の問題等に対し、継続支援した件数は415件である。件数の多いものは、不登校に関するものが153件、発達障害に関するものが69件、家庭環境に関するものが66件、友人関係に関するものが41件である。また、「問題が解決した」ものが93件（22.4%）、「支援中であるが好転した」ものが84件（20.2%）である。なお、平成26年度にスクールソーシャルワーカーを配置している市町における1,000人当たりの児童生徒に対する不登校児童生徒数は8.1人であった。

（2）今後の課題

学校、家庭、地域、関係諸機関の連携して行動できる体制整備の充実が急務であるが、保護者の考え方や価値観の多様化等により、連携を図りにくいケースが増加している。また、学校による温度差が大きく、スクールソーシャルワーカーに対する認識や有用性を更に啓発していく必要がある。

高知県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的、（2）配置計画上の工夫

不登校や問題行動の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いて働きかけ、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。

市町村教委からスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」と表記する）配置希望調査（市町村の課題や配置希望人数等）の提出を受け、県教委で検討のうえ、事業委託内容を決定している。市町村教委は地域の実情に応じて、教育委員会、学校、教育支援センター等の教育機関にSSWを配置している。また、県立中学校には県教委が直接、SSWを配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

25市町村と3県立中学校に計45人を配置している（実人数は42人）。所有資格は教員免許（35人）が最も多く、次に保育士（7人）、社会福祉士（4人）、精神保健福祉士（1人）、臨床心理士（1人）となっている。勤務形態の内訳は、派遣型が26名（57.8%）、巡回型が11名（24.4%）、拠点校型が4名（8.9%）、単独校型が4名（8.9%）となっている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW市町村委託要項及び県立中学校派遣要項に、事業の趣旨等を明示しており、初任者研修や連絡協議会において適宜周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象、（2）研修回数（頻度）、（3）研修内容

| 回 | 研修名 | 日時 | 対象 | 内容 |
|---|-----------|-------------|----------------------|--|
| 1 | 初任者研修会 | 4/24 | SSW（初任者） | SSWの専門性や求められる役割等についての理解を深め、活動の円滑化を図る。 |
| 2 | 第一回連絡協議会 | 6/13 | SSW 市町村・学校担当者 | 勤務形態に応じたSSWの支援活動について協議するとともに、情報交換等を行い専門性や対応力の向上を図る。 |
| 3 | SCとの合同研修会 | 7/18 | SSW、SC、 市町村・学校担当者 | SCとの効果的な連携について、いくつかの実践発表をもとに協議し、支援体制の充実を図る。 |
| 4 | ブロック別協議会 | 9/16 ～18 | SSW 市町村・学校担当者 | 近隣地区のSSWが困難なケースについて事例検討を行い、解決・好転を図るとともに、専門性の向上や連携の促進を図る。 |
| 5 | 第二回連絡協議会 | 1/16 | SSW 市町村・学校担当者 | 母子保健や障害者就労に携わる方を講師に迎え、学齢前後の支援について理解を深め、今後の連携を地域に応じた支援活動 |

（4）特に効果のあった研修内容

SCとの合同研修等を通じて、SSWとSCの日常的な連携が広まってきている。また、研修会のたびに情報交換を行い、業務上の悩みや不安を共有することは、専門性の向上や負担軽減に効果が高い。

（5）スーパーバイザー（SV）の設置の有無と活用方法

SVを3名、チーフSSW（CSSW）を7名設置している。SVは上記の研修会等において指導助言を行う。また、SVとともに豊富な実務経験を持つCSSWが市町村及び県立中学校に年間1～2回（1回あたり2時間）のスーパーバイズを行い、SSWの資質向上や活動に支援に努めている。

（6）課題

今後は、SVを増やし、チーフSSWによるスーパーバイズを活性化するなど、スーパービジョン体制をさらに充実させ、SSWへの支援を手厚くしていくことが重要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題や非行の改善のための活用事例（①、⑥）

・本児や家庭の状況

小学校時、学習の定着や言語面で課題あり。学校の備品や友人のおもちゃを盗むことが度々あり、自家金持ち出しもある。中学生になり、場にそぐわない発言や遊びのルールが理解しづらいこともあって、友人関係の構築が難しい。盗癖も回数は減ったが続いている。ひとり親家庭。児は祖父母宅に住み、親との関わりは薄い。祖父母等に認知症の問題があり、養育や教育の環境が整っていない。

・支援の経過

盗癖に関して警察から指導するものの、親子関係に変化なし。学校において、特別支援教育の視点から児の周囲との関係性構築等について助言を受け、教職員の共通理解を図った。警察から児童相談所へ通告（要保護児童）を行う。盗癖や親子関係改善について指導を行う。祖父母等のケアについて、介護サービスの調整や専門的医療受診を図った。学校や補導センターが児を、児相や自治体関係課が親を、ケアマネージャーや保健師が祖父母をそれぞれサポートしていく。SSWが中心となり、関係機関との情報交換を密に行い、必要に応じて個別支援会議を開いてきた。

・改善に至ったポイント

児のみでなく、親や祖父母等、児を取り巻く環境に対し、関係機関の協力を得て広く働きかけることができ、児の落ち着きや養育環境の改善が見られ始めた。

【事例2】家庭環境の問題等の改善のための活用事例（①、⑥）

・本児や家庭の状況

多動傾向や発達の遅れがあり、医療機関に定期通院する。学習面等で記憶することが難しい。食事時の落ち着きのなさや、時間どおりに行動できないことで何度も叱られている。ひとり親家庭。施設入所しているきょうだいがいる。親は一生懸命だが感情的になる傾向がある。周囲に相談できる人は少ない。

・支援の経過

親とつながりのある家庭相談員からSSWに相談がある。相談員と一緒に家庭訪問を行い、児や親との関係を築き始め、徐々に相談をしてもらえるようになってきた。医療機関へ担任が同行し、学校での状況を主治医に知らせ、児の発達状況や適切な関わり方について助言を受けた。それらを親へ伝えることで、児との関わりに余裕が生まれた。SSWが学校の担任や管理職等と、児の学習面の遅れについて情報共有したうえで、親とともに児の学習支援をするなど、信頼関係を保ちながら支援を継続している。

・改善に至ったポイント

信頼関係のある家庭相談員と連携することで、スムーズに関係が築けた。児や母に寄り添うことで信頼を得、変化があった際も細やかに対応できた。また、家庭相談員のサポートにも貢献できた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果、（2）今後の課題

SSW活用事業における活動記録の「支援対象児童生徒数」、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」（継続総件数と割合）の年度別状況

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 支援対象児童生徒数 | 761人 | 817人 | 866人 | 1076人 | 1,278人 |
| 支援件数 | 1,006件 | 1,095件 | 1,195件 | 1,399件 | 1,703件 |
| 問題が解決 | 9.8% | 8.1% | 7.1% | 7.8% | 9.9% |
| 支援中であるが好転 | 20.0% | 23.0% | 27.7% | 28.5% | 34.4% |

支援対象児童生徒数や「解決」・「好転」の合計が年々上昇しており、本県の事業が着実に成果につながっていると考えられる。今後も配置を拡充し、支援件数の増加を図るとともに、ケースを解決・好転につなげるための資質向上に取り組まなければならない。また、社会福祉士等の専門的な資格を有するSSWを増やすため、在職中の資格取得を勧めるなどの手立てについて検討していく必要がある。

福岡県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー（以下SSWとする。）配置の主な目的

関係機関等とのネットワークを活用して児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るSSWを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸問題の解決に資する。

（2）配置計画上の工夫

① 配置時間の弾力的運用の拡大

1市町村教育委員会に対して、1中学校を拠点校、他の全ての中学校を対象校として配置する（県内6市町に配置、15中学校で活用）。当該教育委員会は、配置時間を学校の実態に応じて振り分け運用する。

② 各教育事務所への設置

県内6教育事務所に1名ずつ、派遣型SSWを配置し、主に小学校のいじめの事案等への対応をする。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数 6市町、6教育事務所にそれぞれ1名配置 SVは2ブロックに1名ずつ配置

② 資格 「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」等の資格を有する者のうち、過去に教育や福祉の分野において活動実績があるもの

③ 勤務形態 各市町、各事務所により拠点校型、派遣型、巡回型で運用

SSW : 年32週、週当たり12時間の勤務

SSW・SV : 年35週、週当たり4時間の勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

① 各研修会等で「SSWの活用についてQ&A」を用いて、SSW活用事業の内容と効果を知らせるようにする。

② 前年度のSSW活用報告書を基に成果と課題を明らかにし、年度初めのSSW運営協議会にて重点的推進事項として確認する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

担当ブロックSSW・SV、県配置SSW、配置市町村担当者（当番市町）、拠点校・対象校管理職及び担当者、教育事務所担当指導主事、参加希望SSW（市町村費負担）

（2）研修回数（頻度）

全体研修（年1回） ブロック別研修（毎月1回）

（3）研修内容

SVによる事例検討会を通じた指導・助言を行っている。SVの活用については、教育事務所担当指導主事がコーディネートして連絡・調整し、研修会等での活用や配置外の市町村での活用等を促進している。

（4）特に効果のあった研修内容

担当市町の事案を活用した事例研究を中心に行い、学校の立場や教育的な視点も意見として反映された上でSVが方策を精選する。

（5）SVの設置の有無と活用方法

○SVの設置

県内6教育事務所を2ブロックに分け、1名ずつ配置している。

○活用方法

それぞれのブロック単位でSSWへの指導助言を行う。

（6）課題

① SSWの質の向上を図るためにSSWSVの配置数増を検討する必要がある。

② ブロック別研修への市町単費等のSSWの参加について、福岡県SSW協会を通じて呼びかけを行う必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困が要因と思われる不登校のための活用事例（①③⑥）

事例の概要（経済的問題、家庭内での生活課題、生活環境の改善に向けた取組）

- (1) 担任は、校内にて当該ケースに関する情報共有を図り、本人の見守りを強化。学級、放課後、部活等の様子で気になることがあれば、記録を取り、管理職に報告。不適切な養育が懸念される場合は、速やかにSSW、児童相談所に連絡するようにし、早期発見、早期対応に努めた。
- (2) 担任は、母親へのサポートとして、家庭訪問等で母親と信頼関係を構築し、生活面、養育面のサポートを行った。母親は自立への意欲が強かったため、就労面のサポートを重点的に行い、金銭管理については関係機関と連携しながら、福祉サービス等の社会資源について情報提供を行った。
- (3) SSWは、学校、関係機関とのネットワーク構築、連携、調整を行い、それぞれから得た情報を共有し、具体的な支援方法を協議し、役割分担を行った。
- (4) SSWは、学校、家庭、関係機関から得た情報を整理・分析し、本人を含む家族全体の支援プランを立てることで、各機関の役割を明確化し、継続的な支援を行うことができた。しかし、勤務日数、時間の制約上、学校や保護者のニーズに十分応えきれないことも多く、緊急時の対応等、必要な時の介入の難しさが残った。

【事例2】保護者の精神疾患が要因と思われる不登校のための活用事例（③⑥）

事例の概要（経済的問題、兄弟が多く生活環境に課題あり、生活環境の改善に向けた取組）

- (1) 担任は、児童や保護者と引き続き良好な関係を継続して築く。母との接点がある学校行事や個人懇談の際に、SSWや関係機関に関する情報を提示した。母親の負担軽減に向けて、協力体制を取ろうとしている旨を伝えてもらう。
- (2) 担任は、日々の関わりの中で、気になることがあればSSWや委員会に報告、見守り体制を強化した。
- (3) SSWは、母親の負担軽減の為、社会資源の情報提供や、保育園への継続手続きのサポート等を行い、関係形成を目指した。
- (4) SSWは、情報の集約を行い(姪たちの通う小学校、保育園、福祉課)児童たちの安否確認に努め、校内ケース会議にて情報の共有、課題の整理を行い、本人たちの登校日数増加への支援に向けて役割分担を行った。
- (5) SSWは、家庭の状況が見えにくい中で、小学校、保育園、福祉課と協働することにより、情報量が増え、考えられる支援の幅が広がった。しかし、母の姉の逮捕や手当の受け取り先、それに伴う母親の外部との接触を拒む姿勢等複雑な事情が絡まり、状況把握が十分にできず、明確な課題が共有できていなかった。課題の精査、支援に向けた明確な役割分担が必要と考える。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

① 配置校におけるSSWの活用状況（平成26年度）

○不登校についての支援状況・・・解消7.0%、好転27.0%、支援中52.0%、その他14.0%

○児童虐待についての支援状況・・・解消11.5%、好転46.2%、支援中42.3%、その他0.0%

○児童虐待を除く家庭環境の問題についての支援状況・・・解消2.5%、好転23.7%、支援中70.3%、その他3.4%

※SSWが介入して解消、好転するケースが全体の40%を占めており、関係機関との連携等をスムーズに行うことで問題の解消、好転につながることが明らかである。

② 配置校については、校内教育相談体制の組織的取組の推進につながっている。

(2) 今後の課題

SSWの市町レベルでの独自配置の増加や大規模都市での配置数の増などにより、これら以外の市町村においては、活用できるSSWの絶対数が減少し、学校現場の経験の浅いSSWの割合が相対的に増加している。このため、平成27年度より実施しているSSWSV（6教育事務所1名配置）の活用を充実させる必要がある。

佐賀県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーの派遣を希望する市町教育委員会が、実施計画書を関係教育事務所を通じ、県教育委員会に申請する。県教育委員会は、その実施計画書と市町の生徒指導上の課題及び生徒数を照らし合わせた上で、バランス等を考えて、関係教育事務所へ配置の計画を提案している。

平成26年度より、新たに緊急対応として県立学校へスクールソーシャルワーカーを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数…県内19市町に15名を配置。（社会福祉士7名、精神保健福祉士2名、臨床心理士1名、教員免許状取得者5名）

②勤務形態…1日6時間、週4日、年間35週を基本の勤務形態とした時間給非常勤で、一人当たりの年間勤務時間は原則840時間を上限とする。（但し、複数の市町を兼務する場合は、1,040時間を上限とし勤務することができる。）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」を作成し、4月のスクールソーシャルワーカー連絡協議会等で、事業の趣旨、職務内容や実施方法等を周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、市町教育委員会担当指導主事、各教育事務所担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

年間1回

（3）研修内容

○事例発表（スーパーバイザー2名による事例発表）

- ・「不登校生徒へ対しての関係機関との協働」
- ・「福祉制度を活用し学校と共に子どもを支えた事例」

○グループワーク（事例検討によるグループ協議 ～KJ法を用いて～）

- ・「アセスメントについて」
- ・グループ協議内容発表

（4）特に効果のあった研修内容

具体的事例を基にした実践発表と協議・情報共有

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有

○活用方法：スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談、年間5回SV会議を開催し、スクールソーシャルワーカーの専門性向上に関する年間計画の企画・調整を行う。
県立学校への緊急対応としてSVを派遣する。

（6）課題

スクールソーシャルワーカー相互の情報交流や研究協議の場を今後増やしていくことが必要である。

【3】スクールソーシャルワーカー（以下SSW）の活用事例

【事例1】不登校と家庭環境の改善を図った活用事例（①③）

不登校の中学生Aの母親に担任が連絡をするが、なかなか電話に出てもらえず、返信もない日が数日続いた。また、担任が家庭訪問しても、母親が夜遅くまで働いていることもあり、会うことができず、学校はSSWの派遣を求めた。

SSWは学校より情報収集を行い、連日の夜間訪問の末、やっと母親に会うことができ、家庭状況等の話を聞くことができた。母親は母子家庭で経済的に困窮しており、なんとかパートの掛け持ちをしているが、日々の厳しい生活状況から体調を崩し、病院へ受診したいとのことだが、通院費がなくて困っているということだった。

SSWは母親を、市の母子自立支援員につなぎ、相談にのってもらいながら、生活保護申請のサポートをもらった。また、母親は市の福祉部局に支援を受けながら、休養を確保し、無理なく働ける仕事に就くことができた。

生徒には、適応指導教室を紹介し、興味のある活動から参加しようと働きかけ、ほぼ休みなく通級することができた。

【事例2】不登校生徒や別室登校生徒に対する校内支援体制の構築（①②③④⑥）

B中学校は町内でも不登校、別室登校生徒が多く、不登校の状態が長期化する傾向にあった。その大部分が、他市町村からの不登校状態、家庭問題を抱えたままの転入生や小学校時代からの不登校生徒が占めているため、中学校としては支援の方策に苦慮していた。

そこで、SSWは校内支援を充実させるための「チーム学校」を意識し、月に2回の不登校生徒支援会議を提案し、管理職・学年主任・教育相談担当者・SSWのメンバーで不登校生徒や別室登校生徒の個別支援を検討した。各ケース毎に、担任等からの学校生活状況の報告を基にSSWがケースを見立て、現状把握と課題、支援の順位や短期目標を整理し共通理解を図った。その上で校内や家庭に関わる教諭の役割分担、関係機関の活用やSSWが取り組む事を協議し、会議後は学年、担任に確実に伝達する校内支援体制を定着させていった。

徐々に生徒支援の視点が学校に浸透し、協働実践を重ねていくうちに、学校、SSW、教育委員会、適応指導教室、福祉関係機関がチーム支援を実感でき、SSWの活用についても理解が深まった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録より

| | 総支援→解決・好転 | 不登校支援→解決・好転 | 家庭環境支援→解決・好転 |
|--------|----------------|----------------|---------------|
| 平成25年度 | 584件→279件（48%） | 204件→88件（43%） | 172件→84件（49%） |
| 平成26年度 | 624件→323件（52%） | 229件→117件（51%） | 163件→80件（49%） |

※学校、関係機関と連携した支援が定着しつつあり、家庭に係る問題など児童・生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にスクールソーシャルワーカーの活動は欠かせない。

（2）今後の課題

- ・年間勤務時間数に限りがあるため、多様なニーズに応えるための時間が不足している。
- ・平成26年度より、県立学校へスクールソーシャルワーカーを派遣できる体制を整備し、事業の拡充を行った。今後、県立学校に対して、スクールソーシャルワーカーの役割や有効性を更に周知していく必要がある。
- ・児童生徒が抱える問題や環境等は複雑で多岐にわたることから、スクールソーシャルワーカーの資質、技能の向上が求められる。

長崎県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

不登校対策プラン等各市町が独自に策定する生徒指導対策の中に、スクールソーシャルワーカーを意図的計画的に位置付け、積極的な活用を図ろうとしている市町へ配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 13名（社会福祉士10 言語聴覚士1 元教職員2）

原則として1日6時間で、週3日の年間35週を基本とする。（年間630時間※一部除く）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

平成26年4月に配置市町教育委員会、関係県立学校に対してスクールソーシャルワーカーの職務内容及び効果的な活用の流れ等を示している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

関係市町教育委員会、配置県立学校コーディネーター、スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

年1回（8月実施）

（3）研修内容

「関係機関との連携について」の講演と、SSWの活用状況の報告や全体協議をとおして、優れた取組を共有した。

（4）特に効果のあった研修内容

SSWの優れた取組の共有及び「学校内におけるチーム体制の構築と支援について」の講演内容

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

（6）課題

- ・スーパーバイザーの設置
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質向上に向けた研修の充実

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校と児童虐待ための活用事例（③、④）

（1）児童生徒の状況

- ・対象生徒A、母、母の交際相手、弟の4人家族
- ・不登校
- ・生徒は、SSW介入後に相談員らと関係が構築し、話ができるようになる
- ・母の交際相手からの虐待の疑い

(2) 対応の概要

学校関係者とSSWはケース会議を開催し、生徒の語った内容（①母がパチンコに行くために学校を早退して弟の世話をさせられる。②母の交際相手からの虐待疑い）について、情報を共有し、アセスメントを行う。会議の中で虐待の疑いが濃厚であることが確認でき、市へ虐待通告を行う。その後、速やかに児童相談所送致となる。送致後は一時保護となり、約1か月の一時保護期間を経て、養育環境調整、母との関係修正等の改善が認められたとのことで家庭引き取りとなる。

児童相談所は一時保護解除と同時に生徒、母に対して継続した支援を行うこととなったが、同時期に「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議」も開催され、関係機関との情報共有、見守り体制の構築等、役割分担が話し合われた。その後も必要に応じて個別ケース検討会を開催し関係機関による支援が継続されている。

【事例2】家庭環境の問題と不登校のための活用事例（①、③）

(1) 児童生徒の状況

- ・対象生徒B、母、姉、祖父母の5人家族
- ・不登校
- ・母は、交際相手宅が生活の拠点となっており、養育放棄状態
- ・祖父母は高齢のため、生徒は十分な養育を受けられない。祖母の深夜徘徊あり
- ・副教材費等の未払い

(2) 対応の概要

2回のケース会議（市町児童福祉部局、児童相談所、地域包括支援センター、学校、教育委員会）を通して、不登校の背景として、経済的問題、祖父母の介護問題、母の養育放棄と生活の不安定さが影響しているとアセスメントし、関係機関との役割分担、目標の明確化を図った。

- ・学校：相談室登校を調整。学校での相談窓口として、養護教諭の関わりを開始。登校支援について、学年全体で支援していく。
- ・市町児童福祉部局：生活保護の申請
- ・地域包括支援センター：介護保険の申請。祖母の徘徊に対する受診支援
- ・SSW：生徒との面談。母親との信頼関係形成、関係機関との連携。

様々な関係機関からのサポートにより、生徒の学校卒業後も見据えた家族全体への支援体制の構築ができた。また、生徒自身に支援の進捗状況を説明し、生徒の意思確認をしながら支援を進めた。これにより、登校への意欲を支えることができた。母の意識にも変化がみられ、登校における母の関わりも見られるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

支援を行った535件のうち、「問題が解決」が126件、「支援中であるが、好転した」が140件である。各市町教育委員会からの報告では、学校だけでは解決することが困難な課題を抱える家庭に関する相談についてSSWが支援を行うことで、早期に介入し、スムーズに関係機関と連携することができたとの成果がある。

(2) 今後の課題

- ・限られた予算と人員配置の中でSSWがより効率的な活動が展開できるように配置方法等を工夫する。
- ・スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの連携と役割分担について。

熊本県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の未然防止及び解消のために、学校、家庭、関係機関等との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子供を取り巻く環境等を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を配置する。

SSWは、関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）等を通して、短期的・中期的・長期的な具体的な対応策を立て、それに基づいて課題解決を図っていくための活動を行う。

（2）配置計画上の工夫

平成26年度は、県内すべての教育事務所、1市教育委員会と県立高校3校（拠点校）に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を支援対象としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

平成26年度の配置人数は20人（精神保健福祉士のみ4人、社会福祉士のみ6人、両資格所有10人）である。任用条件として、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格、ソーシャルワーカーとして2年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、1教育事務所当たり、原則として1日6時間、週1～5日勤務、県立高校は週2～4日勤務とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

県教育委員会では、文部科学省のSSW活用事業実施要領に基づき熊本県SSW設置要項を定め、義務教育課での事業名を「熊本県子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業」として実施要項を作成し、職務内容等を教育事務所、市町村教育委員会、学校に対し周知している。

また、教育事務所では、サポートチーム等の活用マニュアルを作成し、活用方法等を学校へ周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ア 県連絡協議会

スーパーバイザー（以下「SV」）、各教育事務所配置のSSW（全員）及び各市町村各市町村のSSW（希望者）

イ 地域事例研究会（各地域で、必要な時期に事例研究、及びSVによるスーパービジョンを実施）

関係SSW及び関係教育事務所担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

ア 県連絡協議会・・・年4回（義務教育課）

イ 地域事例研究会・・・年47回（義務教育課）・年1回（高校教育課）

（3）研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

（4）特に効果のあった研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置済み

○活用方法 県連絡協議会及び地域事例研究会に参加していただき、事例研究及びスーパービジョンを実施。
新規任用SSW研修会での講話及び助言を実施。

（6）課題

- ・ 全県的視野に立ったスーパーバイザーの人材確保が必要である。

- ・ S S Wの手法を周知し活用できるよう、校内研修や生徒指導担当者会議におけるS S Wの講話や演習等の時間確保も必要であるが、事案への対応要請が多く、時間確保が困難な状況である。
- ・ 新規のS S Wについては、教育行政の体制など基本的な対応の在り方も研修する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（①④⑥）

遅刻欠席が増加した生徒に対して、スクールカウンセラー、S S Wが面談をしたところ、母親による虐待が発覚した。S S Wと担任で家庭訪問を行い、精神的に病んでいた母親には入院を勧め、生徒は児童相談所で一時保護となった。その後、母親の病状が回復して親子の同居が可能になり、児童相談所の定期面談やS S Wの継続的な支援により、家庭環境の改善を図ることができた。

【事例2】生徒、保護者と学校の関係改善のための活用事例（③⑥）

担任が不用意に発した一言をきっかけに、生徒、保護者が担任不信になり、生徒は不登校になってしまった。担任も学校も謝罪をするが、生徒と保護者のそれぞれに特性が見られたため、関係の改善が難しく、S S Wが入ることによって、生徒の病院の受診と関係の改善を図ることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア S S Wの役割や職務内容等について、市町村教育長会、校長会等への啓発が進み、平成26年度も継続して支援した児童生徒数が876人、訪問活動回数は

6,644回となるなど、S S Wへの支援要請が多かった。

イ 教師では対応が難しかった家庭の課題等について、S S Wが、その専門性を発揮し、関係機関等と協力しながら、経済面、医療面、心理面等からの確に助言し、多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等の改善が見られるようになった。また、担任が一人で抱え込まないように、全職員の意識を高め、組織としての指導支援が行えるよう支援を行った。

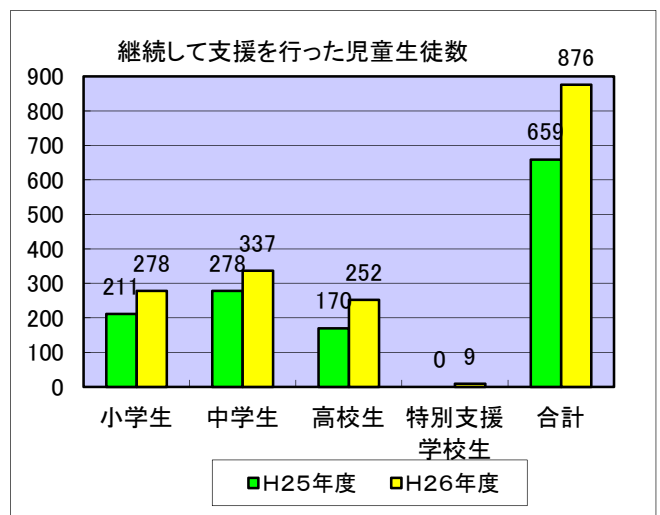
ウ 単県事業として各教育事務所に配置している、日常的な個別相談を行う「学校支援アドバイザー」とS S Wが連携し、情報を共有し支援をすることができた。また、平成26年度も、スクールカウンセラーを、学校配置の他に全教育事務所にも配置したので、教育事務所長のリーダーシップのもと、三者が連携し、役割分担をしながら、保護者や児童生徒に対して、的確なアドバイスや支援を行うことができるようになった。

エ S S Wの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図られるようになり、いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築が進んだ。

（2）今後の課題

ア S S Wが取り組んでいる事例以外にも、各学校には様々な問題を抱えた児童生徒がおり、S S Wへのニーズは高い。全ての事案に対してS S Wが対応することは難しく、軽微な事案については学校で対応できるよう、校内研修等において、S S Wが行う福祉的手法等について啓発を図る必要がある。

イ 本県では社会保健福祉士または、精神保健福祉士の資格をS S Wの資格要件としていることや市町村独自にS S Wを配置されるところもあり、質の確保が課題である。事象の複雑化に伴い、スーパービジョンの実施などS V体制の必要性を鑑み、定期的にスーパービジョンが実施できるよう、更に活用の工夫を図っていく必要がある。



大分県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校など生徒指導上の諸問題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うこと、また、学校への包括的な支援体制を整備することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- 杵築市教育委員会の附属機関である学校教育支援センター（適応指導教室）に配置し、学校教育支援センター所属の相談員や地域不登校防止推進教員と連携して相談業務にあたることができるようにしている。
- 学校からの要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・1名 資格・・・・・・社会福祉士、高校教員免許（教科「福祉」）
勤務形態・・・1日5時間（10時～15時）、月10日（月50時間）を基本としているが、
保護者への相談時間に配慮し、柔軟に対応可能としている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 市内全小中学校の教職員と保護者あてに広報チラシを配布し、周知している。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）による市内全小中学校訪問を実施している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

各学校いじめ・不登校対策委員、地域不登校防止推進教員、児童相談所、民生児童委員、学識経験者、SSW、校長会代表、教育委員会

（2）研修回数（頻度）

年2回

（3）研修内容

- 本市におけるいじめ及び不登校についての現状と課題
- 生徒指導上の諸問題への対応に向けたスキルアップ研修

（4）特に効果のあった研修内容

杵築市いじめ不登校対策委員会では、「多様化する不登校児童生徒の状況に応じた支援」と題し、SSWによる講演会を実施した。SSWと学校の連携の在り方について学ぶ機会となり、その後のSSWの活用が活発になっている。また、SSWにとっても、本研修に参加することにより、学校現場での生徒指導の現状や課題を知ることができ、互いの連携が図りやすくなっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

杵築市内および大分県内にSVは設置されていない。

（6）課題

- SSWの活用について、さらに積極的な有効活用を図る。特に、早い段階での家庭支援や関係機関との連携を図るために、小中学校への派遣を積極的に勧めていく。
- SSWの人材の確保。
- 不登校事案など、SSWと教育委員会、行政関係機関が協働で支援する体制づくり。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】保護者からの言葉によって自己尊重感を失った児童支援としての活用事例（④）

生徒が、「生きている意味がない」や「死んだ方がいいんだろう」という発言を担当に伝えたことがきっかけで、SSWが支援会議に参加する。SSWの支援として、まずは生徒と面談をし、自己尊重感の向上のためのエンパワメントを行う。その後、担任との連携を強め、常に生徒の様子を見ながら関わりを増やす。また、保護者とも面談を行い、親子関係についての実態を把握したうえで、市子ども子育て支援課とも連携して生徒と家庭との総合的な支援チームを形成した。結果として、生徒は友人もでき自己尊重感を失っているような言語や態度は確認されていない。学校生活を生き生きと過ごすことができるようになった。

【事例2】不登校児童の支援にむけた担任と学校側とのチーム支援による活用事例（③）

学校からの依頼で支援に入る。保護者の精神的な不安定さがあり、定期的に保護者面談をする。家庭訪問を繰り返し、生徒とも関係形成ができる。担任と協働で家庭訪問を繰り返しながら、登校に向けて担任が取り組めることを検討し、生徒に提案する。登校したりしなかったりして担任が無力感を得てしまうことがあり、SSWとして担任のエンパワメントを行い、連携し支援を続けることで、生徒の学校生活の維持と保護者の不安が低減した。また、担任が自分の活動に勇気をもつことができた。

【事例3】生徒・保護者と学校の関係の修復から生徒の学校生活を支援する活用事例（⑥）

担任と生徒・保護者との関係が悪化し、生徒が不登校となる。生徒面談、保護者面談を繰り返し、信頼関係を形成し、さらに支援関係を形成。学校側との調整に入る（生徒は学校内で以前から暴力的な行動が目立っていた）。生徒と保護者の状況と心情・感情を伝え、学校側で対応できることを検討する。その後、生徒・保護者と学校側との学校生活を送るための会議を開催する。その後、登校開始。学校内でのトラブルの度に保護者との面談を繰り返す。結果として、生徒・保護者と学校側との信頼関係は回復し、生徒の学校生活も改善した。

【4】成果と今後の課題

（1）成果

①相談支援実績・・・相談支援延件数 207件

（ 訪問 94件、来所 27件、電話 67件、その他 19件 ）

相談内容

不登校支援、生徒・保護者と学校・教職員との関係について、いじめ、家庭教育に関する事、親子関係支援、子供の発達に関する事、障がいや発達障がいに関する事等

相談者・・・保護者、児童生徒、学校教職員、行政（市子ども子育て支援課）

②その他の成果

活動1年目で市内の教職員・保護者・一部の生徒にSSWの存在と活用について理解を促すことができた。また、児童生徒自身のみならず、保護者、教職員を支援することができた。

（2）今後の課題

SSWの質の確保と向上を図るため、県単位での研修会や事例検討会を実施した方が良い。また、どのようにSSWを活用したらよいかについての教職員への研修会も必要であると考えます。

宮崎県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有する専門家を「スクールソーシャルワーカー」として学校などに派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことを目的としている。

（2）配置計画上の工夫

県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図れるように、各教育事務所（中部・南部・北部）にスクールソーシャルワーカーを配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】・中部教育事務所 4名 ・南部教育事務所 2名 ・北部教育事務所 1名

【資格】・精神保健福祉士・社会福祉士・認定心理士・看護師・幼、小、中、高等学校教諭免許状 等

【勤務形態】・1日あたり6時間、勤務日数100日を基本とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本県では、「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」を作成し、事業の趣旨、内容や実施方法の周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー8名（スーパーバイザー1名を含む）

（2）研修回数（頻度）

・県教育委員会主催 年3回 ・各教育事務所主催 毎月1回

（3）研修内容

【県教育委員会主催】

・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー合同連絡協議会（2回）

【各教育事務所】

・スクールソーシャルワーカー研修会（運営協議会）

（4）特に効果のあった研修内容

・スクールカウンセラー及びスクールアシスタント合同による情報共有、行動連携に向けた協議

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

・県内に1名配置

○活用方法

- ・スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談
- ・教育委員会が主催する研修会等での講義
- ・連絡協議会及び運営協議会における指導助言

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質の向上に向けた研修の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの勤務条件等の充実
- ・スーパーバイザーの有効活用
- ・スクールカウンセラーやスクールアシスタント等との連携

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（①、③）

小学校4年生と中学校2年生の不登校傾向の姉妹。母子家庭で生活保護受給。母親の療育不足と母子分離不安から、前年の秋頃より不登校傾向が強くなった。SSWによる登校誘導、家庭訪問の継続、母親への助言を継続して行った。その結果、母親も以前より姉妹に積極的に関わるようになった。現在二人とも、ほとんど欠席することがなく、学校に登校し、教室で学習できる状態まで改善が図られた。

【事例2】家庭内暴力解消のための活用事例（①、⑤）

中学校3年男子。母子家庭であったが、母親が再婚。3歳の弟がいる家庭。父親は三交代制の仕事をしており、父親が夜いない時にエアガンで母親、弟を打つ、暴れるなどがあった。SSWに対応を依頼し、警察との連携を行い、家庭訪問にて本人と面談。行動契約法にて登校誘導を行った。次の日より校をはじめ、学校チームアプローチで二週目より教室復帰を果たし解決した。

【事例3】不登校対応のための活用事例（③）

中学校1年男子。兄が中2の2学期より不登校。兄は不登校の途中で通院し、学校による登校誘導を行わないでほしいという保護者からの申し出あり。結局、兄についてはほぼ不登校状態のまま卒業した。

次の年に本人が入学。1学期2週間目に登校渋り状態が発生。SSWは、担当教諭と校内関係者でケース会議を行い、兄の情報を学校と共有し、弟の状況（いじめや病気）の有無の確認を依頼し、正しく状況・状態を把握した上で、保護者面談を行い、兄と同じようにはしたくないという保護者の希望を確認した。それを踏まえて、登校時に学校玄関にて教室に入りたくないという本人に対して、積極的な教室復帰誘導を行った。本人は、その日以降、欠席することなく登校した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 本事業の周知が図られたことによって、支援対象となった児童生徒数も増加している。また、平成26年度の対応件数は468件となり、学校からの派遣要請が年々増加している。

（支援対象児童生徒数の推移）

平成24年度（235人） 平成25年度（333人） 平成26年度（353人）

- 支援対象となった児童生徒数の増加は、本事業を通して、各学校の教育相談体制の充実が図られたことと、SSWに対する認知が少しずつ高まりつつある結果だと思われる。

（2）今後の課題

- 支援件数が大幅に増加している反面、支援件数に対する解消率（好転も含む）が、伸び悩んでいる。
平成24年度（54.3%） 平成25年度（46.8%） 平成26年度（53.8%）
- 本事業のニーズの高まりに対して、人材の確保及び財源の確保が厳しい状況にある。より効果的な活用を図るためには、職務内容の明確化や研修の充実など、スクールソーシャルワーカーを取り巻く環境のさらなる整備が必要である。

鹿児島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

（2）配置計画上の工夫

県教育委員会は、市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、派遣形態等については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村の希望を踏まえて、設定するようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（活用事業による配置）

43（実人数39）人のスクールソーシャルワーカーを29市町に配置（市町間兼務4人）

社会福祉士8人、精神保健福祉士4人、教員免許状25人、その他福祉に係る資格14人（複数資格保有者あり）
単独校型3人、拠点校型20人、派遣型20人

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ア 事業内容…研修会等の開催、連絡協議会の開催、スクールソーシャルワーカーとしての業務推進等

イ スクールソーシャルワーカーの職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への積極的な働き掛け
- ・福祉機関等の関係機関・団体との連携・調整、ネットワークの構築の充実推進
- ・学校内におけるチーム体制の構築及び支援の充実
- ・保護者、教職員等に対する相談・支援・情報提供
- ・教職員等への研修活動 など

ウ 県の活動方針を各市町に示し、各市町の実態に応じて活動方針を作成するとともに、スクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ア 委託市町のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

イ 委託市町以外のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

（2）研修回数（頻度）

県としては、年3回実施（年2回開催の連絡協議会においても研修に係る内容を含めている）

（3）研修内容

『学校ソーシャルワーク～連携・協働のあり方について～』（大学准教授）

『スクールソーシャルワーカーの役割と関係機関との連携』（大学准教授）

『スクールソーシャルワーカーの役割と連携について』（大学非常勤講師）

（4）特に効果のあった研修内容

ア スクールソーシャルワーカーと関係機関との連携に関する理解

イ エコマップ、ジェノグラム、支援計画シート等を使ったアセスメントに係る演習

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：広域スクールソーシャルワーカー2名（大学准教授と有資格者・経験豊富なSSW）

○活用方法：①困難事案に関する各市町配置のスクールソーシャルワーカーの支援

②市町配置のSSWと各学校の管理職を一堂に集めた研修会における講師

（6）課題

ア 事例に基づいた研修の深化

イ スクールカウンセラーとの連携やスクールソーシャルワーカー間の連携

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童のための活用事例（①，③，④）

ア 対象児童（小学校高学年女子）の状況

父，母，本人，妹，弟の5人家族。母親が鬱による自殺未遂を繰り返しており，母親が心配で母親から離れられず登校できない。父親は朝早く仕事に出かけ，家族への関わりも薄い。

イ S S Wの活用

- ① 母親及び対象児童への面談を複数回行う。
父親による母親及び子どもたちへのDVがあることが判明。
- ② ケース会議の実施による見立てと支援計画の立案
校長・教頭・養護教諭・学校教育課指導主事・市の相談員及びS S Wによるケース会議を実施し，母親の症状を安定させ，母子が離れることができるようにすること，父親が支援者となれるようサポートすることを決定。
- ③ 関係機関等へのつなぎ
 - ・ 保健相談センターの相談員へつなぎ，母親の相談体制を確立した結果，母親が安定に向かう。
 - ・ 父親との面談により，父親のDVが激減し，家庭生活が安定した。
- ④ 改善に向かった要因
 - ・ 様々な状況の中から，母親の状況改善を目標として設定したこと。母親への相談業務ができる相談員につなげることができたこと。多くの相談ができたことにより，母親の状態が安定したこと。
 - ・ 市や県の関係機関，N P O等につなげたことで，父親への相談体制ができ，その結果，DVの状況が大きく改善したこと。母親も，父親のDVを止めることができるようになり，ストレスの解消にもつながっていること。

【事例2】不衛生な家庭環境からくる不登校生徒のための活用事例（①，③）

ア 対象生徒（中学校女子）の状況

母，本人，小学生の弟の3人家族。母親は就労しているが疲労，ストレス等から体調を崩し，洗濯，掃除などをせず家の中も衣類やゴミが煩雑に積み重なった状態。母親は，実家と絶縁状態。

イ S S Wの活用

- ① なかなか人とコミュニケーションをとろうとしない母親との面談を実施
主任児童委員や民生委員等から情報を収集するとともに，母親に対し協力を申し出る手紙を根気強く繰り返し出し続けることにより，面談が実現。誰にも頼ることができない悩みを聴くことができた。
- ② ケース会議の実施による見立てと支援計画の立案
女子生徒の中学校，弟の登校している小学校の管理職，教職員，市福祉部局職員，民生委員及びS S Wによるケース会議の実施。母親の支援に対する計画を立案。
- ③ 関係機関等へのつなぎ
 - ・ 市の福祉部局につなぎ，健康保険の手続きを行うことができた。また，ハローワークへ同行し，母子家庭就業枠の就職を探すことができた。
 - ・ 実家と連絡をとり，関係を改善し，子供を預けることができるまでになった。
- ④ 改善に向かった要因
 - ・ 母親との面談の中で，自分自身と親との関係を振りかえらせることができ，実家とも連絡がとれ関係改善ができたことにより，母親の心理的な負担や不安定さも軽減することができた。
 - ・ 就労支援により母親が次第に規則正しい生活ができるようになり，子供たちも規則正しい生活のもと登校ができるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

活用事業における実施市町と市町単独予算による実施市町の数が昨年と異なるため前年度との比較は難しいが，特に次の点で成果が見られた。

ア 支援の対象となった児童生徒数。（872人）

イ 支援件数に対し，約47.6%の問題が解決または好転している。

- ・ 支援件数（885件）中，問題が解決または好転した件数（421件）

ウ 各市町の学校への周知により，教員のスクールソーシャルワーカーの役割や必要性についての理解が深まっている。

（2）今後の課題

ア スクールソーシャルワーカーの役割について学校現場に理解されるようになり，ニーズも高まっている。一方，活動回数や時間数の不足から対象児童生徒への十分な支援ができていない。県の予算を拡充し活動回数，時間を増やすとともに，実施していない市町へと拡充していくような方策が必要である。

イ 社会福祉士，精神保健福祉士等が都市部に集中しており，有資格者をスクールソーシャルワーカーとして活用することが難しい市町村がある。また，資質向上を図るための研修会について充実させる必要がある。

沖縄県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待などの児童生徒の指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備することにより、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

県内の各教育事務所へ配置し、市町村教育委員会の要請に基づいて学校へ派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：14名

有資格者：5名（精神・社会福祉士1名、精神保健福祉士1名、社会福祉士3名）

教員免許3人、社会主事任用2人

勤務形態：1ヶ月16日以内、1日6時間、年間176日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

沖縄振興計画『沖縄21世紀ビジョン基本計画』（公表）に「学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図る。」と掲載し、県民に広く周知している。

学校支援訪問や生徒指導主事研修会等でスクールソーシャルワーカー活用の有用性、活用方法を周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ① スクールソーシャルワーカー
- ② 各教育事務所スクールソーシャルワーカー担当者

（2）研修回数（頻度）

- ① 県教育委員会主催により、スクールソーシャルワーカー連絡協議会を年2回開催し研修を実施
- ② 教育事務所毎に定期的（毎月、2ヶ月毎、年2回）な研修会を実施

（3）研修内容

- ① 社会福祉士等を専門とする大学の准教授をスーパーバイザーとした研修
- ② スクールソーシャルワーカー及び担当者等による各課題の検討や意見交換、情報交換等
- ③ 生徒指導関係連絡会等における関係者との情報交換、各事例における支援方法の検討等

（4）特に効果のあった研修内容

- ① 学校内におけるチーム体制の構築・支援、スクールソーシャルワークプロセスの理解
- ② 要保護児童地域対策協議会への参加による関係機関との連携構築
- ③ 小・中教育相談担当者を含めた連絡協議会、スクールカウンセラーとの合同研修会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置無し

○スーパーバイザーは設置していないが、スーパーバイザーにあたる大学准教授2名が各地区のスクールソーシャルワーカーを育てる目的で、研修会等のサポートを行っている。

（6）課題

- ・資質向上のための、精神科医や大学教授などによるスキルアップを図る研修の充実。
- ・市町村で委嘱しているスクールソーシャルワーカーとの研修の調整や、複雑化・多様化する問題行動やいじめなどの様々な課題に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーから研修の要望が多い、事例をとりあげた研修を行う。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（①③）

不登校の原因が家庭環境にあるケースで、保護者に対して学校職員や相談員等が訪問し、関わりを持つとしても難しい状況であったが、SSWが粘り強く家庭訪問して信頼関係を築き、経済的支援について進めることができた。

また、不登校であった生徒も、要保護児童地域対策協議会により市の保護課、子育て支援室、児童相談所との連携により、登校回数も増え高校へ進学することができた。

【事例2】貧困及び児童虐待対策解決のための活用事例（①④）

母子家庭の4年生児童のケースで、夜8時以降度々児童一人で外出しているとの通報があり、ネグレクトの疑いもあることからSSWが関わることになった。学校から連絡しても連絡がとれないため、SSWに家庭訪問をしてもらったが、不在の場合が多かった。児童との相談から母親が夜まで仕事をしている実態が判明し、土日もなく働いている様子であった。何とか隙間を縫って会えることができ、個人金融から多額の借金を抱え、返済のため家賃が払えない状況にあり、市営住宅の退出に追い込まれていることがわかった。そこでSSWが関係機関と掛け合い、借り入れから返済計画を含め相談し、市営住宅からの退去は避けられた。また、ネグレクトについても、母親が夜不在で児童を一人にしていたことがあったため、児童相談所に通告した。その後、母親と定期的に相談をしながら児童の家庭（生活）環境を整え、生活リズムを確立させるため、支援を行っていった。借金問題は完全に解決しているわけではないが、関係機関を含め複数の関係者が連携し支援にあたっている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

児童生徒の支援状況の解決・好転の割合

① スクールソーシャルワーカーの配置数については平成26年度は14人と前年度に比べ1人増となっている。支援した児童生徒数は592人、支援項目毎にみると解決・好転の割合はいずれの項目でも上昇している。訪問活動は5206回、関係機関との連携が2783件となるなど、スクールソーシャルワーカーの支援が深まっていることがわかる。

| 支援項目 | H25年度 | H26年度 | 増減 |
|------------|-------|-------|-------|
| ①不登校 | 19% | 31% | +11% |
| ②家庭環境の問題 | 35% | 55% | +20% |
| ③発達障害 | 50% | 55% | +5% |
| ④非行・不良行為 | 25% | 28% | +3% |
| 訪問活動回数 | 5141回 | 5206回 | +65回 |
| 関係機関との連携件数 | 2640件 | 2783件 | +143件 |

- ② 中学校区での配置により、校区内の小中連携が図られ、小中に兄弟が在籍する家庭に対し連携した対応・支援を行うことができた。
- ③ 生活保護手続き等、関係機関へ粘り強く要請を続けることにより、準要保護再申請等の決定に繋がり、保護者の経済的負担が軽減された。

(2) 今後の課題

- ① スクールソーシャルワーカーに求められている社会福祉関係の資格（社会福祉士、精神保健福祉士等）の有資格者少ないため、資質向上のための研修等が必要である。
- ② スクールソーシャルワーカーの活用について、活用状況に学校間で差が見られる。スクールソーシャルワーカーの役割や職務内容について市町村校長会、各学校の校内研修などで周知を図る必要がある。
- ③ スクールソーシャルワーカーのかかわりにより、家庭環境等の状況が改善しても、その後の関係が途切れた後、再び元の状況に戻るケースがあり、切れ目のない支援が必要である。
- ④ 地域人脈、関係機関等の知識の豊富さも必要であることから、次なる若手ソーシャルワーカーを早い段階から複数名育てていく必要がある。

札幌市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等について、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを8名委嘱し、教育委員会は、学校長から派遣要請があった場合など、必要に応じて市立学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

教育委員会に「学校支援相談窓口」（担当者：指導主事3名、セラピスト2名、スクールソーシャルワーカー8名）として専用電話回線を設置している

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー8名（うち1名はスーパーバイザー兼務）
- ・資格：社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・経験を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者等
- ・勤務形態：一人年間180時間（1回3時間×週2回×年30週を基本とし、要請に応じて不定期に活動）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は定めていないが、平成20年4月にスクールソーシャルワーカー活用事業実施要項を定め、年度ごとに見直している。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業のリーフレットを各学校に配布し、周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 スクールソーシャルワーカー8名

（2）研修回数（頻度） 月に一度、年間12回

（3）研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応しているケースについて、スーパーバイザーが必要に応じて助言を行う他に、スクールソーシャルワーカー全員が集まるミーティングを月例で行い、事例交流等の研修を行っている。

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカー全員が集まり、それぞれが抱えているケースの対応について交流を行うことは、類似ケースの情報を得ることができるなど、問題を抱えている児童生徒及び保護者へのより適切な対応につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

- ・前述の研修会において、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。
- ・担当案件の数や内容を基に、新規案件の担当者調整。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーが支援の必要な家庭にコンタクトをとることができるのは不定期であることや、他の仕事に従事しているスクールソーシャルワーカーもいることから、月に一回のミーティングが、遅い時間帯の開催であったり、その時間が十分に確保できなかつたりすることがあった。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校及び家庭環境改善のための活用事例（①③）

家族構成：母・長女（当該生徒：中1 小児精神科通院中）

当該生徒は、中学入学後も不登校傾向が継続。親子で午後まで寝ていることが多く生活リズムが乱れ、また母は体調が悪く、十分に家事ができる状態ではなく、親子とも入浴等も十分ではなく髪の毛の汚れ、臭いが強い状態であった。学校は、ネグレクトを疑い、家庭児童相談室、児童相談所等、関係機関に相談しているが改善が難しい状態であり、状況の把握と改善に向けた支援のため、SSWを派遣することとなった。

SSWが学校を訪問し、教頭、担任と情報共有。数日後に、母と担任との個人面談にSSWも同席。母から支援についての了承を得る。担任に同行し複数回家庭訪問を行い、担任が当該生徒と学習する等の間、SSWが母と面接を行い母とのつながりをもつこととした。SSWが家庭児童相談室主査からこれまでの経過を確認し、教頭が保護課ケースワーカーへ連絡、最近の家庭状況について確認してもらうこととした。また、当該生徒が通う病院のソーシャルワーカーも参加したケース会議を複数回行い、学校と医療との連携も行っている。

2年生進級後、当該生徒が宿泊学習に参加したいと希望し、週1のペースで登校。その後も、不定期であるものの登校を続けている。

【事例2】家庭環境改善及び学校との関係性改善のための活用事例（①③⑥）

家族構成：母・長女（当該児童：小1）・次女・長男

家庭生活における不規則な生活、母親の養育能力に課題があり、また当該児童については、学力不振であり専門機関の利用の可能性について検討したいが、母親と学校との関係性が良好でないため対応に苦慮しており、状況の把握と改善に向けた支援のため、SSWを派遣することとなった。

SSWが学校を訪問し、校長、教頭、担任と情報共有。区の家庭児童相談室にも状況を確認。その後、学校で、当該児童と母親、内縁の夫と面談。母親は当該児童の不登校傾向や学力について心配しているが、担任の対応には不満をもっているとの訴えであった。また内縁の夫からは不登校は学校の問題なので学校で解決するようにとの話で、SSWの継続的な介入が困難となった。その後、学校は、家庭児童相談室、保護課、保健センター保健師とケース会議を実施するが、関係機関の役割分担を明確にすることはできず、今後の学校側とSSWの対応を確認する形となった。進級後にSSWが新しい担任と家庭訪問を行ったところ、内縁の夫のいないところでは、母親とのコミュニケーションは良好であり、2週に1度の家庭訪問を実施し、家庭状況を把握しながら、学校に対する不満や不安について学校にフィードバックし、対応についての検討をおこなった。内縁の夫から苦情は続いているが、母親と学校との関係は良くなり、母から出欠の連絡が入るようになり、また登校状況も徐々に改善された。当該児童の学力についても相談しており、今後、専門機関と連携していく予定である。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校が家庭と連携を図ることが困難で対応に苦慮している事例に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭に働きかけたり関係機関等とのネットワークを構築したりするなど、コーディネーター役として専門性を発揮することで、長期間学校とかがかわることができなかった児童生徒や保護者とかがかわることができるようになるなど、問題の解決に向けて効果的に学校を支援することができた。
- ・平成26年度においてスクールソーシャルワーカーが対応したケースは合計119件であり、例年とほぼ同程度といえる。スクールソーシャルワーカーを増員してきたことにより、学校の要請にも一定程度対応し、それぞれの案件にもより深く対応することができた。
- ・対応に苦慮している学校に対し、対応の仕方等についてスクールソーシャルワーカーが教職員へ助言することにより、校内における有機的な支援体制の構築を図ることができた。また、学校が、今後、どの機関と連携を図っていけばよいか分かり、学校の不安や心配を軽減することができた。

（2）今後の課題

- ・困難事案を抱えている学校は、スクールソーシャルワーカーの派遣によって問題がすぐに解決することを期待するが、状況の改善には中長期的な時間を要することが多い。スクールソーシャルワーカーの対応は、福祉的なかかわりを継続することが基本であることなど、学校や関係機関にスクールソーシャルワーカーの役割や活動について理解を求めていく必要がある。
- ・支援が必要な家庭とのコンタクトは遅い時間帯になることが多く、勤務時間が不定期になっている。

千葉市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことにより、各学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

教育委員会（指導課2名、教育センター1名、養護教育センター1名）に配置することにより、担当指導主事、スーパーバイザー、スクールカウンセラー、関係機関との連携がスムーズに行える環境となっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

4名・・・社会福祉士 2名・・・教員免許状

年間560時間勤務（週4日、1日4時間勤務を原則としている）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

今後、策定を行う予定。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

○全スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

○1月1～2回、年間で20回程度。8月までに7回実施。

（3）研修内容

○活動方針及び計画について

○実施上の課題と方策について

○いじめの問題への対応について

○発達障害、精神疾患について

○事案検討

（4）特に効果のあった研修内容

○講師を招いて、発達障害、精神疾患をもつ児童生徒に対応するために必要な知識を深めたこと。

○事案検討を行うことによる、SSW同士の意見交流。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 スクールカウンセラー・スーパーバイザーとの併用

○活用方法 研修会におけるスーパービジョンの場と、ケース会議の前後に助言できる場を設定している。

（6）課題

○事案への対応が増えてくることによる、研修時間の確保。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（③）

○小学校6年生女子のケース。3年生の1月より登校日数が減りはじめる。その当時、実父がありながら、実母は交際相手と同居していた形跡があり、家庭内の不安定さから不登校が始まったと考えられる。（現在は、交際相手はいない模様）

学校からの申請に基づき、スクールソーシャルワーカーを派遣。学校においてケース会議を3回実施。学校より管理職、教務主任、担任、特別支援コーディネーター、養護教諭が参加、また主任児童委員の参加により、支援方針や役割分担について協議を行った。学校職員による度重なる家庭訪問、管理職による自筆手紙の送付、民生児童委員の地域での声掛けなどにより、母親の気持ちの安定が図られるとともに、当該児童が学級の児童と連絡を再開し、登校が増えるようになってきた。

【事例2】児童虐待解消のための活用事例（③④⑤⑥）

○小学校4年女子のケース。母親はDVを受けてきたことにより、元夫と言動表情の似ている当該児童と良い関係がもてていない。地域では、当該家庭からの怒鳴り声などが頻繁に聞かれ、虐待の疑いで児童相談所に通告されたこともある。本人は家庭に居場所がなく、休みの日は食事もとらず早朝から夕方遅くまで一人で外出していることが多い。飲料などを万引きすることもあった。

学校からの申請に基づき、スクールソーシャルワーカーを派遣。学校においてケース会議を繰り返し実施、学校職員だけでなく、スクールカウンセラー、青少年サポートセンター、社会援護課、こども家庭課、こどもルーム、主任児童委員とのネットワークを構築して、支援の輪を広げながら、当該児童をとりまく環境の整備を図った。見守ってくれる大人、自分の気持ちを理解してくれる大人の存在を知ったことで、当該児童の行動の改善が見られている。見守り体制に続いて、母親の養育支援への道筋を構築中である。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 2人増員したことにより、より多くの事案の支援を行えるようになった。
- 昨年度29事案の支援を行い、19事案について「問題が解決」あるいは「支援中であるが好転」した。今年度は8月10日現在で33事案の支援を行い、17事案について「問題が解決」あるいは「支援中であるが好転」に至っている。
- 事案への支援を進める過程で、関係機関とのネットワークの構築が進んでいる。
- 教育センター、養護教育センターに配置したことにより、両センターの相談事案にSSWの助言が可能となった。

（2）今後の課題

- 各学校や関係機関に対して、スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解をさらに進めるために、効果的な周知を図ること。
- スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図ること。
- 長期化、複雑化する事案へのより良い対応と見極めを行うこと。

横浜市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市のスクールソーシャルワーカー（以下SSW）は、学校における児童生徒及び保護者等への指導の中核であり、外部機関との連携の窓口である「児童支援・生徒指導専任教諭」に対して、ケース会議の持ち方や外部機関との連携の仕方等を支援や助言を行うことにより、学校の課題解決力の向上を図りながら、いじめ・不登校・虐待・居所不明児童生徒等の置かれている環境から生じる課題の予防及び解決を目指す。

（2）配置計画上の工夫

学校が児童支援・生徒指導専任教諭を中心として、福祉等の様々な外部機関と連携するにあたり、指導主事の指導のもと、SSWが調整・助言をして、連携が機能できるよう、4方面の各方面学校教育事務所に配置し、学校の要請に応じて派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 12名
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、教員免許、心理に関する資格
その他SSWの職務に関する資格
- ・勤務形態 非常勤嘱託員 週30時間勤務（7.5時間×4日）

※週4日勤務（月～金の内）午前8時30分から午後5時（含1時間の休憩時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

学校における組織の中心的役割を担う児童支援・生徒指導専任教諭等がSSWと協働し、問題を抱える児童生徒やその家庭を支援するとともに、その過程で学校自らが課題解決の力をつけていくことねらいとする「横浜型」としてSSWの活用をしている。

平成24年度に「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を全市立学校に配布し、校長会や各協議会等で活動方針や養成方法等を周知した。平成26年度からは、更なる活用の促進に向けて、より簡潔な「スクールソーシャルワーカー活用のリーフレット」を全校配付し、関係機関にも適宜配布している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

4方面の各方面学校教育事務所に配置されているSSW（計12名）全員を対象に、年間を通して研修を計画・実施している。

（2）研修回数（頻度）

15回程度（月1回を原則とし、必要に応じて複数回実施している）

（3）研修内容

- ・横浜市の学校支援体制について ・関係機関との連携について ・学校支援の実際（事例検討）
- ・児童生徒支援・生徒指導専任教諭の役割と育成について等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・関係機関との連携について

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 有（大学教授等有識者に依頼している）
- ・活用方法 必要に応じてアドバイスや、SSWの在り方についての研修を依頼している。

（6）課題

- ・各学校教育事務所に配置されている12名のSSW全員が、横浜市として同じ方向で学校支援をしていくための共通理解のあり方
- ・SSWの専門性の向上及び人材育成のための専門研修の持ち方

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】一般学級において暴力等がみられる小学3年生への支援に向けた活用事例（④、⑤、⑥）

学級での他児童への暴力、家庭での母の児童に対する叱責等に加え、学校と療育センターとの連携が不調であった。学校からの要請を受けたSSWは、区役所を加えた3機関が共通理解の下で一貫した支援を行うことが必要と判断し、ケース会議の開催を提案した。会議を重ねるなかで、児童虐待とするほど重篤な状況にはないものの、児童の発達特性と環境が適応状態にないことが親子関係にも影響している構造を共通理解でき、「児童の問題行動の軽減」を目標に、3機関で協力し合いながら以下のように役割分担し支援していった。

- ① 学校は、一般学級・個別支援学級での、児童の物理的環境を整備する。それと並行して、教職員が適切な指導法・かかわり方を習得・計画・実践し、保護者と共通理解する等、児童の人的環境の調整を図る。
 - ② 療育センターは、定期的な面談・診察等を継続することで、本人、保護者の適切な児童理解を促進する。
 - ③ 区役所の児童虐待担当ワーカーは、児童虐待へと重篤化しないよう、学校と療育センターに助言する。
- こうして連携を重ねるうちに、学校が講じてきた支援と療育センターによる投薬調整が相乗効果を生み、現在、児は一般学級のまま落ち着いて学校生活を送ることができている。保護者も児への理解が進んだことで叱責することはなくなり、年度末に一度、特別支援教育総合センターの教育相談を受ける合意が形成できつつある。

【事例2】一時居所不明となった不登校の中学生のための活用事例（①、③）

不登校となった生徒について、学校が保護者と話し合おうとするも、その場が設定できずにいたところ、2週間ほど母子ともに連絡がつかなくなってしまったため、学校長からSSW派遣の要請があった。

区役所との連携により、母子ともに、離婚し遠方に暮らす父宅に身を寄せていたことが判り、安否確認ができた。その後、帰宅した母と学校とが話すなかで、生活保護を受給せずに女手一つで懸命に児を育ててきたものの、養育と仕事の両立に疲れ、生徒の不登校や自らの体調面の不安を抱えながらも働かねばならない苦悩が明らかとなった。

SSWの勧めもあって、学校と区役所のこども家庭支援課および保護課によるケース会議が開催され、「母の負担軽減」を目標に、これまで受給してこなかった生活保護や知らなかった児童扶養手当に関し十分に説明でき、母に判断材料を提供することができた。その後、掛け持ちして働いていた仕事量を減らし児童扶養手当を受給したことで、母に学校と話し合うゆとりができ、児は現在、ハートフルスペース（適応指導教室）に通いながら、在籍校に週1度顔を出すなかで、担任との信頼関係の再構築を試みている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

横浜市教育委員会において、本事業に対する評価のために、年度末全市一斉に「SSWの活用状況について（調査）」を実施している。その結果、SSWを派遣した学校の多くは、一定の効果や適切な支援につながっていると感じている。

また、SSWによるケースの見立てや手立てについては、SSWを派遣した学校の9割以上が「理解できた」または「一定の理解はできた」と学校は認識している。具体的には「ケース会議」で具体的な視点が見いだせ、医療や福祉等様々な機関と連携ができ、適切な支援へとつながった等の認識をしている。

（2）今後の課題

- ・学校への適切な活用方法の一層の周知
- ・SSWの専門性の向上及び人材育成のための専門研修の持ち方
- ・人材確保の在り方

川崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等、児童生徒の問題行動については、極めて憂慮すべき状況にある。こうした児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒自身の心の問題とともに、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡みあっていると考えられる。よって、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識を用いて様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、児童生徒の支援を行うことにより課題解決を図ることを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

各区役所におかれている教育委員会学校教育部の、区・教育担当の一員として配置し、各区役所のケースワーカーらと連携の上、チームの一員としてそれぞれの専門性を活かし、総合的な子供支援、学校支援に当たれるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

・配置人数：7人

・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士のいずれかの資格を取得している者あるいは、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者または、課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ等の活動経験や実績等がある者

・勤務形態：4日/週 29時間/週（1日7時間15分） 市非常勤嘱託職員

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの役割や業務内容、連携可能な関係機関等を載せたマニュアルを作成（平成26年3月）し、スクールソーシャルワーカーに配付。

それをベースとしながら、事例研修会や専門研修会において具体的な事例をもとにしながら、さらなる共通理解を図ったり、より活動しやすい体制等について話し合ったりしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

・年12回

（3）研修内容

- ・大学教授より指導・助言を受ける専門研修
- ・実際のケースをもとにした事例研修
- ・スクールカウンセラー等との合同研修
- ・他機関が主催する研修や会議への参加による情報交換
- ・関係機関の視察 等

（4）特に効果のあった研修内容

・すべて

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：なし

（6）課題

・7名のSSWが各区役所に勤務し、常に顔を合わせているわけではなく、また、課題も各区や各学校の状況により様々であるため、7名全員が希望する研修が難しいこと

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童のための活用事例（③）

小学生男子。母子家庭で生活保護世帯。母親は精神疾患があり養育に困難さがある。学校でのいじめを理由に長期不登校になったとされているが、母子分離ができていないことも要因と考えられる。母親が学校の対応に不信感を持ってしまったため、学校から家庭に連絡がとれなくなり、学校は児童相談所に連絡。児童相談所職員が家庭訪問をしたことがきっかけでその後は児童相談所の通所相談に定期的に通っている。

中学入学に向け、スクールソーシャルワーカーが中心となって、学校、生活保護課、児童家庭課、児童相談所が参加するケース会議を定期的に行き、情報を共有し役割分担をした。3月のケース会議には入学予定の中学校にも参加を要請し、引き継ぎをすることで本人及び家庭環境を事前に十分理解してもらうようにした。

スクールソーシャルワーカーは生活保護課職員と一緒に家庭訪問をして入学の準備をサポートしたり、入学前の教育相談に同行したりすることで、中学入学について母子双方が安心感を持てるようにした。中学入学後はスクールカウンセラーと連携し、相談室登校につなげた。

【事例2】養育状況に課題のある家庭のための活用事例（④）

ネグレクト傾向の家庭のケース。対象児は小学生女子と中学生女子の姉妹。

問題の把握、共通理解のために、関係機関を交えての支援会議を行い、各機関で何ができるかの確認を行った。これまでは、学校、児童相談所と連絡が取りづらい母親だったが、ケース会議を通し、関係が密な障害福祉とともに家庭訪問し、スクールソーシャルワーカーを紹介してもらい、相談していく中で、子どもや母親の心配事や不安がわかるようになった。

心配や不安の軽減のために、生活保護課、障害福祉、学校やその他教育機関と協力し、訪問や支援を継続していく事で母親が精神的に安定し、姉妹の生活環境も改善された。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本市でのスクールソーシャルワーカー配置事業も7年目を迎え、活動は充実してきている。たとえば、訪問活動の回数は、少しずつではあるが増えてきており、特に、家庭への訪問活動は、25年度85回に対し、26年度183回と2倍以上に増えている。また、支援状況を見ても、問題が解決したケースは実数、割合ともに前年度比2倍以上、支援中であるが好転したケースも同1.5倍程度と、大幅に増えている。

これは、平成25年度からの区役所機能再編による子ども総合支援体制の拡充で、スムーズな接続と連携がなされている結果であると思われる。これにより、各々の児童生徒に対し丁寧に向き合い、よりきめ細やかな対応ができていると考えている。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカー配置事業の活動は確実に浸透してきているが、昨年度の対応学校数は川崎市立全学校178校中94校とまだ多いとは言えない（特に中学校、高等学校の利用率が低い）ため、さらなる有効活用に向けた各校への啓発。
- ・全ての行政区（7区）へのスクールソーシャルワーカーの配置の継続。そのための財源と人材の確保。
- ・入れ替わりによって1・2年目のスクールソーシャルワーカーが増えたこともあり、スクールソーシャルワーカーの資質向上と、そのための研修の在り方。

相模原市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動の背景には、心理面の他に、家族や友人、地域等の環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられ、その解決には、ケースに応じた組織的な対応が必要とされている。

そこで本市では、課題のある事態の改善が図られていないケース、学校や関係機関とのつながりが取られていないケース、様々な要因から学校が家庭に関わっていないケース等に対して、福祉的側面からの働きかけや支援を行うことを目的とし、平成23年度から2名のスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置した。

平成24年度からは1名を増員し、3名のSSWを配置した。

（2）配置計画上の工夫

青少年相談センターに3名のSSWを配置し、学校からの要請を受けてケース支援に加わる。導入当初はSSWそれぞれが各区の担当制をとっていたが対応ケース数の増加に伴い、地区担当制を撤廃し、3名で市内全エリアに対応することとした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数は3名。
- ・社会福祉士、教員免許所有者、精神保健福祉士。
- ・1日の勤務時間は7時間30分で、週4日の勤務。3名とも青少年相談センターへ配置。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「SSW活用の手引き」は毎年、内容の検討見直しを行い、年度当初、指導主事が配付、説明している。さらに校長会や児童生徒指導担当者会議などを通じて、各校や関係機関へ周知している。
- ・支援コーディネーターの研修等でも周知を行った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）3名、SSW担当指導主事1名

（2）研修回数（頻度）

- ・年間5回スーパービジョン。（5月、8月）の研修会。（6月、9月、12月）の事例検討。
- ・当センター主催の心理・医学研修会（年3～4回）
- ・本市福祉部局主催の研修会（年4～5回）
- ・月2回程度のSSWと指導主事による情報交換（SSW会議）

（3）研修内容

- ・アセスメント、面接法、障害等に関する、当センターや本市関係機関主催の研修会に参加し、より専門性の向上を図った。
- ・法政大学岩田美香教授による、SSWに対するスーパーバイズを研修として位置付け年5回実施。より本市に見合ったSSWの活用方法を模索していくうえでの参考にした。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・岩田教授によるスーパーバイズを受ける研修では、SSWが自分の事例を提示し、助言をいただく中で、日常の取り組みへの確信や、新たな発見や視点など得ることができた。
- ・SSWがお互いの事例や状況を確認することで、より多面的にケースをとらえることができた。

（5）スーパーバイズの設置の有無と活用方法

- 法政大学の岩田美香教授
- 年間2回の全体研修。年間3回、SSWが事例を提出し、岩田先生と共に事例検討会を行いその中でスーパーバイズを受けた。SSW3名と指導主事が参加。

(6) 課題

- ・研修を通して、SSWとしてベースになる部分を学ぶことはできているが、相模原市独自のSSWとしての運用方法を構築していく上では、他地区の例などを学ぶ研修が必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①、③）

事例概要

- ・子供の状態：中学3年生の女子。中学2年生途中から不登校状態。月に数回、短時間の登校があり、別室で学習をしている。
- ・家庭の状況：母子家庭。母親はパートタイムで働いているが所得が低い。学校集金等の支払いができない。学校から保護者への連絡がとりづらい。

主なSSWの対応・支援

- ・SSWが家庭とつながり、学校と共に登校支援を行った。
- ・生活保護、就学援助、本人の進学に向けた学費の補助など母親が苦手とする申請書類の作成や窓口で交渉する際の手助けを行った。
- ・母親の困り感を聞き取り、家庭に対してどのような支援が必要かを学校と共有した。

その後の状況

- ・家庭の困り感を学校が理解することができ、適切な支援につながった。
- ・学費の補助申請が出来、進学先を決めることができた。

【事例2】不登校支援のための活用事例（①、③）

事例概要

- ・子供の状態：小学6年生の男子。5年生後半から不登校状態。当初、担任が家庭訪問した際に会うことができたが、6年生2学期頃から会えなくなってきた。
- ・家庭の状況：母子家庭。生活保護受給家庭。学校から連絡がとりづらくなっている。

主なSSWの対応・支援

- ・SSWが学校と生活支援課の担当者を交えたケース会議を開催。教育と福祉の立場から登校を促す、具体的な手立てを検討し、実行した。

その後の状況

- ・3学期に入り、少しずつ登校できる日が増えてきた。本人は中学校生活に期待を膨らませている様子が伺えた。卒業式に参加することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校だった子供が、少しずつ登校できる日が増えてきた、連絡が取れなかった家庭と連絡が取れるようになった、子供や保護者が青少年教育カウンセラーや関係機関とつながった等、年度末までに事態の改善・好転が図られたケースは、全66ケース中、40ケースであった。
- ・校内研修会での講師や、ケース会での助言等により、教職員に福祉的視点が加わり、子供を取り巻く環境を理解したうえで、多面的に子供を見ることができるようになってきている。
- ・ケース数増を受けて平成27年度からSSWが2名増員され、5名での活動となる。

(2) 今後の課題

- ・3名から5名に増員されたSSWの活用数増に向けて、各小中学校への周知方法の検討を行う。
- ・より効果的なSSWの活用方法について検証を行う。
- ・SSWの資質や力量向上を目的に、今後も大学教授のスーパーバイズを受けられるようにする。

新潟市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

緊急度が高く、学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題（いじめ、不登校、暴力行為、非行等）について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働き掛けを行う。特に、児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決、解消を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 教育委員会学校支援課生徒指導班スーパーサポートチームとして配置する。
- ・ 学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 2人（新潟市教育委員会学校支援課に配置）
- ② 資格 社会福祉主事
- ③ 勤務形態 一日の勤務時間は6時間（10:00～17:00 昼休み1時間）。年間では1,404時間以内。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ① ビジョンの策定
 - ・ 成果指標：非行、暴力事故の解消率（%）
 - ・ 事業内容：情報交換会、問題行動が発生した場合の招集・協力、情報収集・緊急対応
- ② 周知方法

「新潟市教育ビジョン後期実施計画」の基本施策2「(5)非行等への対応」に、成果指標と施策を構成する事業の一つとして記載。新潟市教育ビジョンについては、各学校園に冊子として配付するとともに、新潟市のホームページ上でも公開する。また、校長会等において、実際にどのようなケースでSSWが関わっているか具体的に説明し、周知徹底を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、新潟市教育委員会学校支援課指導主事、市立小中学校管理職・担当者

（2）研修回数（頻度）

- ・ 生徒指導研修会（市教育委員会主催、年3回）への参加
- ・ スクールソーシャルワーカー研修会（県教育委員会主催、年1回）への参加

（3）研修内容

- ・ 児童生徒の自律性と社会性を育む生徒指導の在り方
- ・ 個別の事例についての検討及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 生徒指導研修会への参加により、市の進める生徒指導の方針や方向性、児童生徒の問題行動等の原因や背景、対応の在り方への理解を踏まえて事案に対応することができている。
- ・ 県主催の研修会に参加することにより、県のSSWとの交流、情報交換等を行うことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

SSWの業務についての報告、相談等をSVが受け、その都度必要な指導や支援を行っている。

（6）課題

SSWの力量を高めるための効果的なスーパーバイズの在り方について、検討・工夫していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待による問題行動への対応のための活用事例

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

父、母、姉、本児の4人家族。家庭では、母親が自傷行為をたびたび行い、本児はそれを目撃していた。学校では、本児は数年に渡り、他児からの嫌がらせを受けていた。嫌がらせへの報復として、友達に対して学校や家庭で刃物を用いて脅していた。

(2) 支援内容

- ・本児面談を実施し、母親の自傷行為を目撃したことによる本児の気持ちを吐き出す場を提供した。
- ・本児が母親の自傷行為を目撃していた事実を虐待として捉え、児童相談所が介入した。
- ・母親との面談で、母親自身の困り感を明確にした。

(3) 支援後の経過

- ・児童相談所の介入により、本児は自身の思いを再度発信し、本家庭への支援が始まった。
- ・本児の根本的課題が明確になり、本児とかかわる学校や家庭での支援策が明確になった。
- ・思いつめていた母親は、自身の養育を振り返り、本児とのかかわりにも変化が見られる。

【事例2】貧困と不安定な母親を抱える不登校の家庭への対応のための活用事例

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

父、母、本児、姉兄弟5人の8人家族。父のみの収入での家族生活は経済的困窮状態。父母の仲も悪く、不安定な母は飲酒・自傷行為を繰り返す。家族内で暴力も起き、本児は不登校になる。不登校傾向の姉の高校のSC・養護教諭がこの状況を把握して連携を提案。経済的理由から本児は親に何か要求することや両親を頼ることも諦めた状態になる。

(2) 支援内容

- ・小中高学校の関係職員、SC、健康福祉課、保健師とケース会議を行い、情報共有を行う。
- ・高校生姉はSC面談継続。SSWは父との面談を行い、生活困窮者支援の専門機関に父をつなぐと共に、不登校の本児との面談を行う。
- ・小中高間の情報交換を随時行い、情報共有に努める。

(3) 支援後の経過

- ・生活の安定はまだ図れていない。父が生活困窮者支援の相談になかなか出向かない。
- ・本児はSSWとの面談を継続しながら中学校の別室登校が可能になり、教室復帰を目指している。
- ・小中高と連携を図りながら家庭を支援し、本児には自立できる力をつけていく。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

① 活用実績

- ・学校等への出動回数：H25 402回、H26 374回
- ・関係機関等とのケース会議：H25 50回（43件）、H26 59回（53件）

② 成果

- ・不登校、いじめ、児童虐待、非行・不良問題、貧困等家庭環境の問題、発達障がいにかかわる問題等、多岐にわたる事案に活用した。
- ・学校からのすべての要請に対してSSWを派遣するのではなく、派遣の必要性や解決に向けた学校のビジョン等を十分検討した上で派遣することで、学校とSSWがそれぞれ対応すべきケースの峻別を図った。
- ・出動回数は前年度に比べ減少したが、関係機関等とのケース会議が増加した。個々のケースが複雑化する中で、支援に必要な各機関との連携を積極的に図ることができた。

(2) 今後の課題

- ・SSWを積極的に活用しようとする学校と、活用実績がなく適切に活用されていない学校があること。
- ・一つ一つの事案に関わる時間が増え、問題の一定の解消に時間がかかること。

静岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・市内12支部のうち10支部に各1校ずつ単独校として小学校10校を定め、SSW5名で対応した。
- ・単独校以外の派遣対応時間を各支部8～12時間ずつ分配し、支部内におけるSSWの有効活用を図った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数…5名（内1名はスーパーバイザーを兼務）
- ・SSWの主な資格…社会福祉士3名、精神保健福祉士1名、教員免許2名。（重複あり）
- ・勤務形態…単独校への勤務は、週一日（6時間）、年間35週とした。また、派遣要請対応については、学校からの要請を受け、支部ごと分配されている時間内で適宜勤務することとした。尚、勤務日、一日の勤務時間などについては、実施要項の範囲内で弾力的な運用を可とした。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・静岡市SSW活用事業実施要綱に基づき、実施計画書を作成した。実施計画書には趣旨、事業の実施方法、いじめ防止等のための基本方針におけるSSWの役割、SSW配置計画を盛り込んだ。
- ・教職員にSSW活用事業の普及・啓発を図るため、市教委学校教育課所管事務説明会や生徒指導担当者会、スクールカウンセリング事業連絡協議会等で実施計画書等を配付して説明した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW5名、配置校のコーディネーター担当教職員10名

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW連絡会議を年4回開催し、その中で研修の機会を設けた。
- ・静岡市教育センター主催の研修会の中で、SSWに有益な研修会を年2回選び、SSWの悉皆研修とした。
- ・月2日、スーパーバイザーが本課に出勤する日を設け、スーパーバイズの時間を確保した。

（3）研修内容

- ・SSW連絡会議ではSSWが日頃の活動内容を報告し、成果と課題を明確にするとともにスーパーバイザーよりスーパーバイズをしてもらうようにした。
- ・静岡市教育センター、静岡市子ども家庭課の主催する研修会「読み書き障害のある子どもの理解と支援」と「性虐待から子どもを守るために」に参加した。
- ・スーパーバイザーの本課勤務日に各SSWが進行中のケースについて、電話や直接来課してスーパーバイズ。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・第2回SSW連絡会議には、配置校のコーディネーター担当教職員が出席した。その会議では、4～7月の活動内容を振り返ったり、情報交換をしたりして、SSW活用方法についての課題が明確となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有
- 活用方法 上記（2）、（3）を参照

（6）課題

- ・スーパーバイザーが月2回（各4時間）本課に出勤する日を設けているが、スーパーバイズや事業打合せを行うには時間が足りない。
- ・校内連絡会やSSWに関する研修会等を開催する時間が足りない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 無気力で怠惰な生活を送る家族の影響を受ける児童への支援のための活用事例（①③④）

（1）ケース概要

- ・小学校中学年児。ひとり親家庭。生活保護受給。本児は5人兄弟の末子。家族全員が無職で、怠惰な生活を送り、ルールがない家族の生活や家族員の無気力で怠惰な姿からの影響が懸念されていた。

（2）対応内容・役割分担

- ・学校（担任）…意欲を高める声掛けを中心とした本児への支援、指導。家庭状況の把握
- ・管理職、コーディネーター…ケース会議の実施、関係機関との連絡、調整。
- ・生活支援課…生活保護支給の立場からの生活環境の把握、指導。家族員の自立に向けての指導。
- ・SSW…【対：親】面談を通しての家族支援。親のニーズを把握し具体的な方向性に繋がる助言。

（3）改善状況・課題

- ・各機関と連携して提案や支援を行い家庭環境を調整。担任の効果的指導もあり、本児の生活意欲は改善。
- ・依然として家族員の仕事は安定した収入を得るまでには至らず、自立の見通しが立たない兄弟もいる。

【事例2】 里親委託後の親子関係の再構築と家庭生活の再建への支援のための活用事例（①④⑥）

（1）ケース概要

- ・小学校低学年児。ひとり親家庭。親は脳梗塞、鬱病、アルコール依存症。休職による生活困窮状態。それに伴う本児の健康面の不調と問題行動が発生。

（2）対応内容・役割分担

- ・学校…本児が安心して学校生活を送るための環境作り。親と児童相談所、里親等との連携。
- ・児童相談所…一時保護、里親の活用を通じた子ども家庭支援。・生活支援課…生活保護の活用。
- ・家庭児童相談室…ヘルパー派遣、相談。・市社会福祉協議会による社会参加活動の促進、経済的支援。
- ・民間相談機関…日常的な親への生活支援（食事づくり、通院同行等による健康管理とエンパワメント）、親への緊急対応、居場所を活用した親子関係の再構築支援機関の連携促進のための仲介・調整。
- ・SSW…【対：本児】地域の居場所でのかかわり、学校生活での行動観察による心理的支援。
【対：親】継続面接や家庭訪問、関係機関との仲介によるエンパワメント。
【対：学校】民間の社会資源活用に対する理解促進、公民の関係機関との連携のための仲介。
【対：関係機関】学校－親－民間相談機関との仲介・調整。里親との連携。

（3）改善状況・課題

- ・一時保護後、里親委託サービスを活用し、家族再統合を目指した学校と関係機関との連携は、地域での包括的支援体制構築のモデル…学校と地域資源との連携は「こどもの貧困」対策、“プラットフォームとしての学校”に期待されている役割を果たす取り組みとなった。
- ・安易に措置制度に委ねるのではなく、いかに地域の中で家族を支援していくことができるか。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・年間対応ケース数：配置校10校で331ケースと前年度よりも増加／配置校以外でも105ケースと増加。
- ・機関連携ケース会議数は、配置校10校で27回、配置校以外で34回にのぼり、学校と関係機関が迅速かつ効果的に連携して対応することができた。
- ・SSW側は校内生徒指導体制拡充のための自らの働き掛けについて未だ改善の余地があると考えているが、学校や関係機関はその機能を十分に果たしていると評価（アンケート90%以上が肯定的評価）。
- ・SSW連絡会議を4回開催。困難ケース等について事例研修を行い、実践力の向上を図った。
- ・校内いじめ対策委員会の構成員にSSWを含めることで、より多面的な視点で子どもが抱える背景を捉え、支援方策を検討するために必要な意見を学校は得ることが可能となった。

（2）今後の課題

- ・社会福祉士または精神保健福祉士等の有資格者の確保が、年々厳しくなっていく。
- ・SSW活用事業の効果的な啓発活動の情報収集。（小学校に比べ、中学校からの派遣要請が少ない。）
- ・SSW活用事業の在り方を検証するスーパービジョン体制の構築。
- ・SSW活用事業の効果測定に関する指標（量的数値データか質的データか）。事業拡大のための予算拡充。

浜松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校に福祉的視点（児童・生徒の問題を、個人と環境の不適合として捉える）を導入し、家庭や地域との連携促進、関係機関との協働体制の強化を図り、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期発見、早期解消を目指す。

（2）配置計画上の工夫

- ①拠点校型SSWを、市内各区の1小学校に配置する。
- ②学校からの要請により、教育委員会が実態を調査し、必要性が認められた場合、区内に配置されているSSWを派遣する（①以外の小・中学校が対象）。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 : 8名
- ・資格 : 社会福祉士 3名、精神保健福祉士 1名
(残り4名も、社会福祉士を取得中)
教員免許状 6名
- ・勤務形態 : 活動時間は原則1日6時間以内、午前9時から午後4時とする。
ただし配置校の実態や活動上の必要性等に合わせて変更可能とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW活用事業のねらい・活動内容・組織体制等を記載した「SSW活用事業概要」を作成し、年度当初、教育委員会から各小・中学校に通知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW及び事業担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・原則月1回

（3）研修内容

- ・指導主事への活動報告及び情報共有を目的としたSSW連絡会の開催に併せて、対応が困難な事例検討。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・市児童家庭支援センター長をアドバイザーに招き、困難事例の検討を行う

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 : 有
- 活用方法 : 教育委員会配置のSSWが、SVとして各区を担当するSSWに対する助言・指導を行う。困難事例のケース会議に同席する。

（6）課題

- ・より効果的なスーパーバイズのあり方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校の兄弟に対する小学校・中学校の効果的な連携のための活用事例（③、⑥）

A中学校に在籍する兄は年度当初から不登校となり、保護者はSCによるカウンセリングを受けたが継続的な相談には至らなかった。B小学校に在籍する弟も2学期から欠席がちになり、担任の働きかけで別室登校を開始。弟を学校に送迎するようになった保護者とSCが面談する機会を持てるようになった。SSWは、兄弟の支援を効果的に進めるために小・中連携ケース会議を提案。小学校、中学校の教員に加え、SCもケース会議に参加することにより、兄弟と保護者に関する多角的な情報を基に、支援を検討することが可能となった。ケース会議で決定した役割分担により、兄に対しては中学校から適応指導教室を紹介、弟に対しては別室登校を続けながら担任との信頼関係の構築を図るとともに、SCから医療機関の受診を勧め、兄弟ともに状態の好転がみられた。

【事例2】チーム学校として、問題の早期発見・早期支援を進めるための活用事例（①～⑥）

C小学校においては、問題を抱えた児童を早期に発見し、適切な支援を開始することを目的として、複数の児童を対象とした校内ケース会議を4月末に開催。SSWとSCが会議に福祉・心理それぞれの視点から参加することで教員とともに問題の背景を見立て、支援の手立てを検討することにより、児童一人一人に対する理解が深まり、具体的な支援目標と役割分担が行なわれた。SSWは主に、医療機関からの情報収集と連絡調整、要保護児童対策地域協議会との連携を担い、学校と関係機関の関係強化を図っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWの活動の周知が進み、派遣対応が大幅に増加した
(派遣対応校数 23年度 11校 → 24年度 38校 → 25年度 50校 → 26年度 74校)
- ・学校生活上の問題の背景に家庭環境や発達障害等に関する問題があるケースに対して、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより、状況が改善する件数が増えている。
(26年度にSSWが継続的に支援した児童生徒数 322人のうち、問題が解決・好転した人数は 143人 (44%)であった)
- ・SSWとSCが互いの支援ケースの情報交換を行う、SSWが提案するケース会議にSCの参加を依頼する、等の取り組みにより、それぞれの専門性を生かした役割分担が進んでいる。
- ・SSWがコーディネーター役となり、関係機関との連絡調整を積極的に行っている。
(26年度の関係機関とのケース会議開催回数 103回)

（2）今後の課題

- ・問題の未然防止と早い段階から適切な支援を行うために、全ての学校でSSWの活用が可能となる体制づくり及び事業拡大のための財源確保
- ・SSWの人材確保と育成、及び専門性の向上

名古屋市教育委員会 1

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒の生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。

（2）配置計画上の工夫

名古屋市教育センターに置く生徒指導相談員をスクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。

（3）配置人数・資格・勤務形態

主任相談員1人、相談員12人の合計13人を配置。全ての相談員が教員免許状を有す。4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き、1日について午前9時から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。（1人当たり年間勤務日数244日、時数1,464時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 名古屋市教育振興基本計画にて、活動方針等を周知する。
- ・ 相談員が、年度初めと年度途中の年2回、全小中学校を訪問して周知を図る。
- ・ 申込書の裏面に、相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

主任相談員1人、相談員12人の合計13人。

（2）研修回数（頻度）

- ・ スーパービジョン：1人当たり年間約24回実施
- ・ 事例検討会：グループで年間12回実施
- ・ 全体研修：年間15回実施

（3）研修内容

- ・ スーパービジョンでは、臨床心理士あるいは社会福祉士から、相談者の心に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるように、担当する個々のケースについて1人当たり年間約24回実施した。
- ・ 事例検討会では、指導主事1人・臨床心理士1人・スクールソーシャルワーカー7人のグループで1事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
- ・ 全体研修では、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が研修を担当し、業務内容、訪問相談の在り方応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関との連携、特別支援教育の内容、就学指導のしくみ、進路指導のしくみ等について学んだ。

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討会で、参加者自身も関わり方を考えるとともに、提供者や他の参加者の関わり方を知ること、自分の関わり方を振り返りながらさまざまな視点を学び、関わり方の幅を広げることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：ケースについてのスーパーバイズ

（6）課題

本市のスクールソーシャルワーカーは教育面での関わり方には大変優れているが、福祉面における知識や手法は十分ではない。教育と福祉の両面から児童生徒が置かれている環境への効果的な働き掛けを進めていくために、社会福祉士や関係機関と効果的に連携して相談活動を推進していくことが、課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（③、⑥）

<対象> 小学校3年男子

<きっかけ> 1年生から不登校であったが、3年生になってからゲームをすることにはまり、再び学校へ行くことができなくなってきた。

<本人の状況> 始業式後登校しなかったが、担任が家庭訪問を繰り返し、3週間ほど別室登校ができたが続かなかった。C1は子供がたくさんいる場所には「怖い」と言って入ることができない。

<家庭の状況> 母は20年前くらいにバイク事故を起こし体が不自由。担任が家庭訪問をしたときには玄関先まで出ることができる。ヘルパーさんや看護支援が入り、サポートを受けている。

父はC1が3～4歳の頃、病気で亡くなっている。母は精神障害の診断を受け、精神障害者保健福祉手帳が発行されている。子育て支援としてサポート会議が開かれている。

<相談の経過> 基本的な生活習慣も身に付いていないC1の不登校問題の解決に向けての一つのきっかけとして学校が強く勧めた相談であった。母は養育能力も低く、自分の身の周りのことを行うことも精一杯のため、相談員と積極的に関わろうという姿勢は見られなかった。臨床心理士のSVにより「安全基地となるべき人や場所等の存在」「一貫性のある安定した人間像のモデル」「秩序だった日課の実行」を心掛けながら相談を進めることとした。

本人は遊びのルールが守れず、勝ち負けにこだわるがあるので、ゲームを通して本人の言動を認めつつ、働き掛けを続けた。母については、C1の養育はもちろんのこと、自分の生活自体もままならない状況なので、サポートチーム会議と連携を図りながら家庭環境が改善されるよう働き掛けを続けている。

【事例2】不登校対応のための活用事例（③）

<対象> 小学校5年男子

<きっかけ> 1年生の時から、幼なじみの男児（暴れん坊）の世話係の役割が与えられていた。3年生の2学期にはその幼なじみの男児が荒れ、手が付けられない状態になり、責任感が強く学級委員だったC1は、精一杯世話をしたが、男児は荒れる一方だった。その後、学級委員の役割から解放されると同時に、登校することができなくなった。

<本人の状況> C1は誰からも認められる「良い子」を演じ続けてきたが、学校で自分の力の及ばない問題に直面し、疲れ果てて不登校になってしまった。

<家庭の状況> 父、母、C1、弟

<相談の経過> 両親から認められるような行動、物わかりがよく優しい兄であること、担任の期待に応えることということを目指して、C1はこれまで過ごしてきた。不登校になり担任の『頼りになる子』という束縛からは逃れられたが、両親の、なんとか学校へ行かさねばならないという強い気持ちにC1の気持ちはコントロールされ続けている。臨床心理士のSVをもとに、両親の理想とする家庭像に向かって自分の役割を果たそうとしているC1に対し、Coは二人の相談の時間を大切にしながら、子供らしさを取り戻させるための関わりを続けている。

鳥の巣箱づくりをする中、Coが言う冗談にC1がケラケラと笑う姿が見られたり、会話をしながらミサンガづくりに取り組んだりしている。そのような関わりの中で、C1との会話も増え、将来の夢も語られるようになってきている。緊張度を数字で表し、それぞれの時の対応をC1と相談しながら考え、学校とも連携を図りながら、登校する機会が増えてきている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成26年度の学校復帰率 46.8%

（2）今後の課題

不登校の要因が、親子関係、家庭生活の急激な変化、家庭内の不和、虐待にあると思われるケースに加え、発達障害に関わるものも増えつつある。社会福祉士の視点から、どのような福祉的支援が受けられるのか、どの機関と連携していくことが必要かについて、相談者の将来を踏まえた具体的なスーパーバイズや、発達障害に関わる理解を深めた具体的な対応のスーパーバイズを受けられることが大切である。関係機関との密なるネットワークの構築や、専門家や専門機関のさらなる有効活用が今後の課題である。

名古屋市教育委員会 2

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市では平成26年度から、いじめ、不登校を始めとする児童生徒が抱える問題への専門的な対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールソーシャルワーカーに関しては、問題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけ、福祉や行政など関係機関等とのネットワークの構築や連絡調整を主な目的としている。

（2）配置計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールソーシャルワーカーは1チームに1名を配置。拠点となる学校では常勤的活動を行いブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 11人
- 資格 社会福祉士又は精神保健福祉士資格その他専門的な知識経験
- 勤務形態 一般任期付職員（常勤）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

なごや子ども応援委員会の事業内容や、各職種の役割について記載した行政説明用リーフレットを作成し、関係機関に配布した。また、同内容の教員向けチラシを各小中学校に配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー11名

（2）研修回数（頻度）

年約40回

（3）研修内容

- ・学校文化理解に関するもの
- ・名古屋市における福祉的支援制度に関するもの
- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップに関するもの
- ・事例検討会 など

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：無

（6）課題

- ・対応業務が増加しているなかで研修内容の精選が必要

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童対応のための活用事例（④）

中学校から、「登校状況が不安定」、「学校生活でも落ち着きがない」、「家庭での養育状況が心配」な生徒の対応について子ども応援委員会に相談があった。子ども応援委員会として学校からの情報収集を行ったところ、母子家庭で母親は仕事に追われており、ネグレクトの心配もあるため、スクールソーシャルワーカーが中心となって、校内ケース会議の開催の提案をした。

校内ケース会議では、児童相談所へ通告することを決定するとともに、当面の支援について学校および子ども応援委員会の役割分担を明確にした。併せて、区サポートチーム会議（要保護児童対策地域協議会に準じたもの）の開催要請を行うことにした。

区サポートチーム会議では、関係機関で支援についての役割分担を決め、スクールソーシャルワーカーは、定期的に家庭訪問を行って母親と面談して養育について相談にのるとともに、家庭環境改善のための支援方法について関係機関と検討をすることとなった。スクールカウンセラーや児童相談所の心理士と連携した心のケアと併せ、本生徒が実父にひきとられ安定するまで支援をおこなった。

【事例2】不登校児童対応のための活用事例（③）

小学校より、不登校状態が続き両親からの協力も得られにくい児童について、子ども応援委員会に応援要請があった。当該児童の家庭に、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行うことになり、本人が好きな絵と一緒に描くことで心のつながりを持ち、登校に向けて本人へ生活習慣の改善などの助言・支援を行った。また、子供のことで心が折れそうだという母親の心のケアも行うなか、徐々に本人の登校が増えていき、登校に向けての保護者の協力も得られるようになった。状態が改善したため、支援は3月で終了した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ2,695件、対象となった児童・生徒数は、実数で523人であった。

そのうち、スクールソーシャルワーカーとしては、延べ1,049件、対象となった児童生徒数は実数で189人であった。主な支援内容は、不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境や親子関係に問題のあるケースへの対応などであった。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの研修やマニュアルの作成、実務の指導などを工夫しながら行っていく必要がある。
- ・学校や関係機関に、スクールソーシャルワーカーという職種の意義や活動内容が十分浸透していないため、実績を積み上げると共に周知を図る必要がある。

京都市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

・拠点校配置（7名）

拠点校（小学校）を中心に、同小学校が含まれる中学校区の小・中学校を対象校として活動。

・支部配置（6名）

拠点校（小学校）の属する行政区等ごとの支部を担当し、当該支部の小・中学校を巡回又はニーズに応じた支援を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

・配置人数：15名（スーパーバイザー2名を含む）

・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を必要とする。

（26年度：社会福祉士10名、精神保健福祉士6名、臨床心理士5名 ※複数資格保持者あり）

・勤務形態：非常勤嘱託職員（週1日8時間×年間35週＝合計280時間を基本とする。）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

事業実施要項やガイドラインで指針を示し、4月当初のスクールソーシャルワーカー事業説明会で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

月1回

（3）研修内容

毎回担当者とテーマを決め、各自が関わった事例をもとに、子どもたちの抱えるあらゆる課題への対応策等を議論・検討し、個々人のスキルアップを図っている。

（4）特に効果のあった研修内容

・「子供の貧困対策」について

・スクールソーシャルワーカーが理解しておきたい法制度について

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

・SVの設置：2名

・活用方法

配置校への巡回等により、スクールソーシャルワーカーへの指導助言や教職員への助言を行う。

（6）課題

京都市スクールソーシャルワーカーは、他の職も兼務しており、全員参加できる日を設定することが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校の子どもへの支援に対する活用事例（③）

不登校の2年生男子児童。父子家庭。アセスメントシートをもとに、SSW、SCも交えたケース会議を校内で開き、父親の子育てに対する不安を軽減するために、SCによるカウンセリングを開始。また、当該児童の得意な作文を担当が褒めることで、自信をつけさせた。結果、登校が再開され、学習にも意欲を持てるようになった。

【事例2】外国籍の子どもへの支援に対する活用事例（⑥）

外国籍の3年生女子児童。日本語での会話や学習に困難を抱えるとともに、情緒面、行動面での課題も大きく、クラス内でのトラブルが絶えない。SSWはアセスメントシートを作成し、校内ケース会議を実施。担任等の関係教職員が連携して児童への補習を行うとともに、保護者とは今後の支援に関する話し合いを続けた。結果、日本語の習得が進み、学力も向上。クラスでのトラブルもなくなった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所・子ども支援センター等、他機関との日常的な連携が強化され、児童・生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーとしてのより高い専門性の確保
- ・配置拡充のための人材確保

大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもたちが置かれている環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。また、校園長及び教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、校園内チーム体制の構築を支援する。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーが区との連携を深め、各校園への支援を柔軟に行うことができるよう、それぞれが3～4区を担当し、担当区内の校園からの要請に応じて派遣を行った。派遣中心の活用であるが、

派遣要請のない日は、それぞれの拠点校（中学校）で、校区の小学校を含み、支援を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 6名

（社会福祉士の資格を有する者6名。そのうち、精神保健福祉士の資格も有する者1名、教員免許状も有する者3名）

- ・週3日、1日6時間の勤務。（年間120日）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・教育委員会事務局における運営方針に、具体的取組および業績目標を記載し、ホームページ上に公表。
- ・「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を全校園に配付。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー 6名

（2）研修回数（頻度）

- ・毎月

（3）研修内容

- ・毎月開催している連絡会において、事例検討や情報交換等を行い、スーパーバイザーからのスーパーバイズを通じてスクールソーシャルワーカーのスキルアップを図り、エンパワメントしている。
- ・日常の活動の中で、必要があればすぐに個別のスーパーバイズを受けることができる体制を整え、共通理解が必要と思われる知識や視点については、連絡会の際にスーパーバイザーからの講義や資料配付を通じて全体で共有している。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・さまざまな事案に対するスーパーバイザーからのスーパーバイズ

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・設置している。

○活用方法

- ・連絡会における、スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズ。
- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーとともに学校を訪問したり、ケース会議へ出席する。

（6）課題

- ・夏季休業期間中など、比較的時間が確保できる時期を活用した研修会等の実施。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校に登校するための活用事例（①貧困対策・③不登校・④児童虐待・⑥発達障害等に関する問題）

中1男子と母、および高1の兄との家庭。母、精神疾患の既往歴あり、本人は小6より不登校気味。

入学当初は登校できていたが、その後、教室への入室拒否を始め、4月後半には登校できなくなった。担任も積極的に家庭訪問を行ったが好転せず、こども相談センターの教育相談にかかった。発達検査を受けるとグレーゾーンとの判定であった。また、SSWが担任の家庭訪問に同行し、本人から話を聞いた。その中で、母が朝早くから深夜まで就労していること、母から度が過ぎた叱責を受けること、兄から暴力を受けていることなどが判明した。学校からの相談を受け、SSWよりサテライトへつなぐことの提案と、兄の暴力については虐待にあたる、として、見守り体制についての提案を行い、全教職員による共通理解を図った。

6月よりサテライトに週2回通所するようになったが、SSWも定期的に担任と家庭訪問を行い、本人と話をするとともに、母の支援に向け、SCにつなぐこと、サテライト相談員との相談体制、虐待に対する要対協への相談について学校に提案を行った。

2学期半ばになり、学校の様子や行事についての話をしていく中で、少しずつ本人が登校意欲を見せ始めたこともあり、別室登校などによる登校を提案した。

11月より別室登校を開始した。少し遅刻したり、午前中で帰ったりすることがあるものの、毎日登校するようになった。また、体育の時間などではクラスメイトと一緒に活動できるようになった。

【事例2】登校と進学のための活用事例（①貧困対策・③不登校）

中3女子と母、および兄との家庭。母、疾患のため就労が困難で、生活保護を受給。

本人は入学時より不登校であったが、行事には参加できていた。また、2年時には別室登校や教室に段階的に入室できていた。しかし、3年になり、まったく登校できなくなった。この間も担任や学年主任が各々で家庭訪問を行い、改善に向けて取り組んだが、好転せず、修学旅行にも参加できなかった。

校内でケース会議を開き、SSWとSCが協働で担任やその他の教員へのコンサルテーションを行い、本人へのアプローチの仕方を工夫していくとともに、SSWも家庭訪問を行い、本人と面談を行った。

これらの取組をきっかけに、本人も「このままではいけない」と思い、1学期末テスト時に1日だけではあったが登校することができた。

2学期に入っても、登校できない日が多かった。しかし、SSWが家庭訪問し、本人と話をしていく中で、本人の進学に対する意欲が高まり、テストや進路に関する取組があるときには登校するようになった。また、登校できないときは、SSWが家庭訪問を行い、本人と話をする時間を設けていった。

その後、進学希望校が決定するとともに学習への意欲も高まり、登校できる日も多くなっていった。

そして卒業を前にして、無事希望校に合格したが、その後気分のムラが目立つようになり、登校しない日が増えてきた。卒業式さらにその次の進路へ向かっていくにあたり、本人の不安を聞き取り、気持ちを落ち着かせるよう支援を行っていき、無事に卒業式を迎えることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各校園の教職員と協働したチーム体制づくりを推進し、スクールソーシャルワーカーが直接支援。校園では、組織的対応の体制が確立されていっている。
- ・支援対象となった児童生徒数はのべ1,054人で、前年度と比較すると約26%増加している。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、より積極的に有効活用を図る。特に、各課題に対して、早い段階での保護者支援や関係諸機関との連携、組織的対応体制の確立のために、小学校への派遣を積極的に進めていく。
- ・多岐にわたる支援要請に応える人材の育成と、SSW増員に向けての人材の確保。

堺市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題や児童虐待に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを派遣し、課題の解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 2名を「派遣型」として活用する。（要請に応じて学校に派遣）
- ・ 6名を「拠点型」として6小中学校に配置する（要請に応じて拠点校以外にも派遣）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数 8名
- ・ 資格 社会福祉士5名、精神保健福祉士4名（重複あり）
- ・ 勤務形態 年間活動回数は、1名につき140回とし、1回の活動時間は概ね3時間
1日の活動回数は、3回を上限とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項に、事業の目的やスクールソーシャルワーカーの活動内容等を定め、周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ 全スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・ 月1回程度

（3）研修内容

- ・ スーパーバイザーによる講演
- ・ 情報交換や事例検討

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ ケースに対する具体的なスーパーバイズや意見交換

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 : 有（1名）

○活用方法 : 研修講師 校長会等での講演 SSWに対する指導助言

（6）課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修の充実
- ・ スクールソーシャルワーカーは他の自治体等でも活動しているため、研修等の日程調整が困難

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例】不登校改善のための活用事例（③④）

○中学1年生の7月頃から休みがちになり、2学期から欠席が続く。

【当初の状況や学校の対応】

○中学校に進学後、学校での友人が少なくなった。

○自分の部屋で遊ぶことが多く、母親との対話がない。（ひきこもり）

○本人への心理的なアプローチと人間関係を形成するため、担任およびSCによる対応を計画する。

○担任とSCが家庭訪問をするが、保護者・本人とじっくり面談することができない状態が続く。

【中学2年当初の対応】

○SCが母親・本人と面談する。

○母親が病弱で養育に課題がある。本人のひきこもりに対する支援が必要である。

福祉など関係機関と連携した対応も必要である。

○「心理的な支援だけでは、改善に至らない」とのSCの「見立て」に基づき、SSWを派遣する。

○SSWの提案で、校内ケース会議を開催

アセスメント 情報共有、整理 関係機関との連携が必要との見立て

プランニング ・担任、SCは継続対応 ・SSWは保護者支援と関係機関とのコーディネート

・母親の養育態度等の改善については、「子ども相談所」と連携

・本人のひきこもりの改善については、「ユースサポートセンター」と連携

○関係機関とケース会議を開催（子ども相談所、ユースサポートセンターも参加）

アセスメント 情報共有、整理 関係機関の拡大が必要との見立て

プランニング ・担任、SCは継続対応 ・SSWは家庭訪問、医療機関との連携

・本人への適応指導については、「教育センター適応指導教室」と連携

・保護者への子育て支援については、「区役所子育て支援課」と連携

【本人】

○継続して適応指導教室に通室できるようになる。（ひきこもりからの回復）

○担任が生徒と面談できる。（学校との関係改善）

【保護者】

○保護者の健康状態の安定（保護者の安定）

○保護者と本人の対話の再開（保護者の養育態度の変容）

→保護者、本人への支援を継続的に行い、中学3年生の4月から、学校に登校できるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・平成26年度 継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況

463件のうち、「問題が解決・改善した」ケースは315件で、解決・改善率は68%

（2）今後の課題

・SSWの活動回数が限られているため（週2日程度の活動）、迅速に対応することが困難な場合がある

・SSWの人材確保と資質向上

神戸市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

近年、特別な配慮を必要とする子供の増加、保護者の養育について課題を抱える家庭、ネットに絡む子供の問題行動の複雑化と広域化等、子供を取り巻く環境が複雑化しており、学校だけでは解決できにくいケースが増加してきている。そのため本市においては、平成26年度より子供を取り巻く環境を調整するため、関係機関等とネットワークを築く福祉の専門家「スクールソーシャルワーカー」を教育委員会事務局に配置し、学校と関係機関の連携を一層進めていくこととした。

（2）配置計画上の工夫

教育委員会事務局に配置し、次の場合にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

- ① 学校園・関係機関等より派遣要請を受け、教育委員会が必要と判断した場合
- ② 事案の発生や情報交換等により、教育委員会が派遣必要と判断した場合

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：1人

資格：社会福祉士、精神保健福祉士等の資格保有者に準ずる者

勤務形態：1日6h・週5日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの巡回指導での情報、学校・関係機関等との情報交換及び学校等からの要請（以下：要請等）により、教育委員会にて状況等を判断し、スクールソーシャルワーカーを派遣する。

要請等によりスクールソーシャルワーカーは当該学校等において現状把握し、その情報等に基づき、教育委員会が派遣期間、関係機関の招致等の判断を行う。さらに、派遣されたスクールソーシャルワーカーは子供を取り巻く環境を調整するため、学校、家庭、地域及び関係機関の支援ネットワークを築くなど、必要な活動を行う。緊急的にスクールソーシャルワーカーを必要とする事案が発生した場合は、「学校サポートチーム」として当該学校園へ派遣を行う。スクールソーシャルワーカー派遣要項については、校長会を中心に学校、関係機関等へ周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・週1回

（3）研修内容

- ・週1回行われる本市教委事務局 生徒指導係の係打合せに参加
- ・本市生徒指導係が担当する研修会に参加

（4）特に効果のあった研修内容

- ・各区担当主事、関係機関との情報の交換
- ・スクールカウンセラー関係の研修による連携強化

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置：配置なし

（6）課題

- ・貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう他の関係機関等と連携しながら研修できる体制を整える。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭に課題があり非行傾向のある男子中学生への活用事例（①）

～SSWと学校、区役所保護課、こども家庭センターとの連携～

1. 関係生徒 中学校1年生男子
保護者 母親（生活保護受給） 二人暮らし
2. 概要 小学校高学年より、指導不服従やバイクの無免許運転など非行がある程度進んでいる男子生徒。祖母に養育されていたが、6年生の途中から実母が養育することとなった。転居に伴い現在の中学校校区にある小学校に転入した。
転入当初は環境も変わり意欲的に学校生活を送っていたが、中学入学後徐々に指導不服従が見られるようになった。校長は家庭環境の調整と本人の関係機関と連携した指導の必要性から、教育委員会事務局にスクールソーシャルワーカーの派遣申請をした。
3. 経過 ○月28日 【SSWと学校との情報交換】
SSWと区担当指導主事で中学校を訪問し、授業参観をして本人の状況を観察した後、校長・教頭・担任より本人の状況の報告や教職員の関わり方について説明を受けた。
○月 1日 【SSWと区の保護課との情報交換】
SSWが区保護課に電話連絡し、世帯状況等の確認をした。
○月 2日 【SSWと区の保護課との情報交換】
SSWが区保護課に訪問し、保護課長と保護係長と以下の点について情報交換等を行った。
 - ・保護開始時の状況
 - ・扶養義務者の状況
 - ・ケースワーカー訪問時の世帯の様子
 - ・保護者の病状および福祉サービスの確認
 - ・ケース会議への出席依頼
○月 8日 【SSWとこども家庭センターとの情報交換】
SSWがこども家庭センターを訪問し、課長と非行担当係長と以下の点について情報交換等をした。
 - ・当該生徒の状況と学校の体制を伝達
 - ・ケース会議への出席依頼
○月19日 【SSWと学校の情報交換】
SSWが学校で校長と面談
現在本人はこども家庭センターの招致指導を継続的に受けており、心理検査をふまえた総合的な児童の状況を精査しているところである。また、本人は校内において落ち着いた状況にあることから、今後必要性が出てきた時にケース会議を実施したいと校長から申し出があった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成26年度、通常の連絡・調整業務等に加え、45校57件のケース対応を行った。（小学校26校、中学校14校、高校5校）
- ・社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの特性を生かし、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図った。
- ・不登校担当ブロック会に参加し、不登校担当教諭との情報交換や指導助言をおこなった。学校や関係機関からの情報により、学校において更なる情報収集と連携体制づくりの手立てをするなど、学校現場での支援活動に努めた。
- ・学校への連携支援の強化を目指し、子育て支援室（各区）や児童相談所との連絡を日常的に行い、関係者との連絡会を開催するなど、更なる連携強化に努めた。

（2）今後の課題

- ・学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。（スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの増員と配置方法の工夫）
- ・いじめや問題行動など、学校だけでは対応・解決が難しい事例について、サポートチームの一員としてスクールソーシャルワーカーを活用できる体制の整備をさらにすすめる。